

# 直島町地域防災計画

## 【一般対策編】

令和8年3月

直島町防災会議

## 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 目的.....	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	3
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>11</b>
第1節 治山対策計画.....	11
第2節 砂防対策計画.....	12
第3節 河川等防災対策計画.....	15
第4節 海岸・雨水出水防災対策計画.....	16
第5節 ため池等防災対策計画.....	20
第6節 建築物等災害予防計画.....	21
第7節 海上災害予防計画.....	23
第8節 道路災害予防計画.....	24
第9節 原子力災害予防計画.....	26
第10節 危険物等災害予防計画.....	28
第11節 大規模火災予防計画.....	29
第12節 林野火災予防計画.....	30
第13節 農林水産関係災害予防計画.....	32
第14節 ライフライン等災害予防計画.....	33
第15節 防災施設等整備計画.....	34
第16節 防災業務体制整備計画.....	36
第17節 保健医療福祉救護体制整備計画.....	39
第18節 緊急輸送体制整備計画.....	40
第19節 避難体制整備計画.....	42
第20節 食料、飲料水及び生活物資確保計画.....	48
第21節 文教災害予防計画.....	51
第22節 ボランティア活動環境整備計画.....	53
第23節 要配慮者対策計画.....	54
第24節 防災訓練実施計画.....	58
第25節 防災知識等普及計画.....	60
第26節 自主防災組織育成計画.....	64
第27節 被災動物の救護体制整備計画.....	67
第28節 帰宅困難者対策計画.....	69
第29節 業務継続計画（BCP）策定計画.....	71
第30節 その他災害予防計画.....	72
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....	<b>73</b>
第1節 活動体制計画.....	73
第2節 動員計画.....	79
第3節 広域的応援計画.....	83

第4節	自衛隊災害派遣要請計画	85
第5節	気象情報等伝達計画	88
第6節	災害情報収集伝達計画	99
第7節	通信運用計画	102
第8節	広報活動計画	105
第9節	災害救助法適用計画	107
第10節	救急救助計画	110
第11節	医療救護計画	111
第12節	緊急輸送計画	113
第13節	交通確保計画	115
第14節	避難計画	118
第15節	食料供給計画	124
第16節	給水計画	126
第17節	生活必需品等供給計画	127
第18節	防疫及び保健衛生計画	129
第19節	廃棄物処理計画	131
第20節	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	134
第21節	住宅応急確保計画	135
第22節	社会秩序の維持計画	138
第23節	文教対策計画	139
第24節	公共施設等応急復旧計画	142
第25節	ライフライン等応急復旧計画	144
第26節	農林水産関係応急対策計画	146
第27節	ボランティア受入計画	147
第28節	要配慮者応急対策計画	149
第29節	被災動物の救護活動計画	151
第30節	水防等活動計画	152
第31節	海難等災害対策計画	154
第32節	海上大量流出油等災害対策計画	156
第33節	道路災害対策計画	158
第34節	原子力災害対策計画	160
第35節	危険物等災害対策計画	162
第36節	大規模火災対策計画	164
第37節	林野火災対策計画	165
<b>第4章</b>	<b>災害復旧計画</b>	<b>166</b>
第1節	復旧復興基本計画	166
第2節	公共施設等災害復旧計画	168
第3節	被災者等生活再建支援計画	170
第4節	義援金等受入配分計画	173

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目 的

この計画は、住民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 1 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、直島町防災会議が策定する直島町地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか、「地震対策編」及び「津波対策編」の3編で構成する。また、この計画のうち、水防に係る事項については、水防法に基づく水防計画を含んで構成する。

### 2 香川県国土強靱化地域計画の目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号））第13条の規定により策定された国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有し、国土強靱化に関しては、「地域防災計画」の上位計画であり、そこで示された指針に基づき、地域防災計画の見直しを行う必要があるため、国土強靱化に関する部分については、香川県国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ① 県民の生命を守る
- ② 県と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 県民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う
- ⑤ 四国の防災拠点としての機能を果たす

を踏まえ、この計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

### 3 他の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び香川県地域防災計画に基づき、町の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有し、共通する計画については県計画を準用し、その範囲内において作成するものとする。

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「直島町水防計画」を変更する場合は、この計画と矛盾しないよう十分な調整を図る。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないものとする。

#### 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議に諮りこれを修正する。また、町は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮する。

なお、軽微な修正についてはこの限りではない。

#### 5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町の職員、防災関係機関及び住民等は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整備する。

#### 6 住民すべてによる防災対策の推進

被害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるような様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する運動を展開しなければならない。

町は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、重要な事項については県へ報告するものとする。

また、住民及び防災関係機関等に対し、香川県の県民防災週間を中心に自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行う。

## 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関及び住民の責務

#### (1) 直島町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

#### (2) 香川県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (6) 住民

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

### 2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る防災に関し、町、県、本町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

#### (1) 直島町

- 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災訓練の実施
- 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 5 防災教育の推進

- 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導
  - 7 防災に関する施設等の整備及び点検
  - 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
  - 9 特別警報等の住民への周知
  - 10 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
  - 11 避難行動要支援者の避難支援活動
  - 12 消防、水防その他の応急措置
  - 13 被災者の救助、救護その他保護措置
  - 14 被災した児童生徒等の応急教育
  - 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
  - 16 緊急輸送等の確保
  - 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
  - 18 災害復旧の実施
  - 19 ボランティア活動の支援
  - 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置
- (2) 香川県
- 1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
  - 2 防災に関する組織の整備
  - 3 防災訓練の実施
  - 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発
  - 5 防災教育の推進
  - 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導
  - 7 防災に関する施設等の整備及び点検
  - 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
  - 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
  - 10 特別警報等の市町への通知
  - 11 被災者の救助、救護その他保護措置
  - 12 被災した児童生徒等の応急教育
  - 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
  - 14 緊急輸送等の確保
  - 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
  - 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
  - 17 災害復旧の実施
  - 18 ボランティア活動の支援
  - 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置
- (3) 指定地方行政機関
- 【高松北警察署（直島駐在所）】
- 1 災害時における犯罪防止対策
  - 2 警察通信施設の維持管理並びに情報提供及び緊急通信への協力

- 3 災害時における交通対策
- 4 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【四国行政評価支局】

- 1 被災者への生活支援情報の提供
- 2 専用電話を備えた相談窓口の設置
- 3 特別行政相談所の開設

【四国総合通信局】

- 1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理
- 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理
- 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
- 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し
- 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議

【四国地方整備局】

- 1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
- 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
- 3 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導
- 4 海上の流出油等に対する防除措置
- 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- 6 空港滑走路等の応急復旧
- 7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣

【高松地方气象台】

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

【高松海上保安部】

- 1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
- 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送
- 3 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持
- 4 航路標識等の整備

(4) 自衛隊

- 1 災害派遣の実施

（被害状況の把握、避難者の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等、救援物資の無償貸与又は譲与）

(5) 指定公共機関

【直島郵便局・宮ノ浦郵便局】

- 1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
- 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除
- 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- 4 被災者に対する簡易生命保険及び郵便年金契約の非常取扱
- 5 災害時における郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常取扱
- 6 災害時における犯罪予防対策
- 7 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【日本赤十字社香川県支部】

- 1 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- 2 輸血用血液の確保供給
- 3 救援物資の備蓄及び供給
- 4 義援金の募集及び配分
- 5 ボランティア活動の体制整備及び支援
- 6 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【日本放送協会高松放送局】

- 1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
- 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
- 4 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【NTT西日本(株)香川支店、KDDI(株)四国支店、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

- 1 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 2 災害時における非常緊急通話の確保
- 3 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【中国電力(株)岡山営業所】

- 1 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 2 災害時における電力の供給確保
- 3 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【(株)セブン-イレブン・ジャパン】

- 1 災害時における物資の調達・供給確保
- 2 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

(6) 指定地方公共機関

【香川県離島航路事業協同組合、四国汽船(株)】

- 1 災害時における海上輸送の確保
- 2 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

【直島漁業協同組合】

- 1 組合利用施設の災害応急対策及び災害復旧
- 2 津波予警報及び津波に関する情報等の関係者への周知
- 3 関係機関が行う水産関係の被災調査等の協力
- 4 漁船、漁業用施設等の防災、災害応急対策についての指導
- 5 被災漁家に対する融資又は融資のあっ旋
- 6 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【香川県農業協同組合直島支店】

- 1 組合利用施設の災害応急対策及び災害復旧
- 2 関係機関が行う農業関係の被災調査等の協力
- 3 農作物等の防災、災害応急対策についての指導
- 4 被災農家に対する融資又は融資のあっ旋
- 5 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【直島町商工会】

- 1 関係機関が行う商工業関係被害調査等の協力
- 2 融資希望者の取りまとめ、融資のあっ旋等
- 3 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
- 4 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【NPO法人直島町観光協会】

- 1 災害時における陸上輸送の確保
- 2 災害時における観光客、従業員等の安全を確保
- 3 業務継続のため、あらかじめ防災対策責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めるほか、従業員を対象とした研修等の実施
- 4 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について地域住民及び自主防災組織等への積極的な協力
- 5 地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等の実施
- 6 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【(公財)福武財団】

- 1 災害時における観光客、従業員等の安全を確保
- 2 業務継続のため、あらかじめ防災対策責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めるほか、従業員を対象とした研修等の実施
- 3 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について地域住民及び自主防災組織等への積極的な協力
- 4 地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等の実施
- 5 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【(株)ベネッセコーポレーション】

- 1 災害時における観光客、従業員等の安全を確保
- 2 業務継続のため、あらかじめ防災対策責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定める

ほか、従業員を対象とした研修等の実施

- 3 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について地域住民及び自主防災組織等への積極的な協力
- 4 地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等の実施
- 5 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【医療機関】

- 1 災害時における医療体制の整備と訓練
- 2 災害時における収容患者の医療の確保
- 3 災害時における負傷者等の医療救護

【社会福祉法人直島町社会福祉協議会】

- 1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
- 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
- 3 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【社会福祉施設・学校等の管理者】

- 1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保
- 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
- 3 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【三菱マテリアル(株)直島製錬所】

- 1 施設の災害応急対策及び災害復旧
- 2 津波予警報及び津波に関する情報等の関係者への周知
- 3 関係機関が行う被災調査等の協力
- 4 業務継続のため、あらかじめ防災対策責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定める  
ほか、従業員を対象とした研修等の実施
- 5 管理する施設を避難場所として使用すること、その他防災対策について地域住民及び自主防災組織等への積極的な協力
- 6 施設・設備等の防災、災害応急対策についての指導
- 7 直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【生活協同組合コープかがわ、コープなおしま】

- 1 災害時における物資の調達・供給確保
- 2 直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【自治会等】

- 1 直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

【危険物施設の管理者（プロパンガス、ガソリン等取扱業者）】

- 1 災害時における施設の防災対策並びに被災施設の応急対策（危険物の保安措置を含む）及び災害復旧
- 2 災害時における燃料の供給
- 3 その他直島町災害対策本部が行う防災活動への協力

(8) 住民

- 1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。

- 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
  - 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
  - 4 避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
  - 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
  - 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
  - 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
  - 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
  - 9 災害発生に備え、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
  - 10 高齢者、障がい児・者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
  - 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
  - 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
  - 13 避難者は、町及び自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。
- (9) 自主防災組織
- 1 あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
  - 2 避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
  - 3 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
  - 4 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
  - 5 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
  - 6 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
  - 7 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
  - 8 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
  - 9 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
  - 10 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。
- (10) 事業者
- 1 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。

## 一 般 対 策 編

- 2 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 町が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 4 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、治山事業を推進する。

#### 【担当課】

産業環境課、総務課

〔県（森林・林業政策課）、四国森林管理局〕

#### 1 現 況

本町の民有林には、山腹崩壊危険地区が28箇所、崩壊土砂流出危険地区が12箇所ある。

県は危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

#### 2 実施内容

##### (1) 治山事業の実施

山地からの土砂の流出を軽減し、下流地域の水害による被害をできるだけ減少させるため、山地における崩壊地、はげ山等の防止及び復旧、山崩れ等の発生を防止するため、山地災害危険地区において、国・県の補助並びに指導を受け、治山事業、造林事業等の推進を図る。

##### (2) 単独県費補助治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、町が防災工事又は復旧工事を行う。

##### (3) 山地災害危険地区の周知等（総務課、産業環境課）

県により山地災害危険地区の見直しが行われ、山地災害危険地に関する情報が提供されたときは、本町地域防災計画への登載やハザードマップの作成及び山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、住民等への提供に努めるとともに、関連機関と連携・協力し、現地への標示板の設置や防災に関する冊子を作成・配布するなど、防災意識の向上に努め、山地災害の未然防止を図る。

##### (4) 要配慮者利用施設対策

県が行う要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業について、町は積極的に要配慮者利用施設に関する情報を県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

また、山地災害危険地区内に要配慮者利用施設がある場合には、町・県及び関係機関は、施設管理者等に山地災害に関する情報等を周知するとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、山地災害に関する情報の伝達方法を定める。

#### 〔参考資料〕

- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土砂流出危険地区

## 第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、流域治水に基づき砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の適切な管理など総合的な土砂災害対策を推進する。

### 【担当課】

建設水道課、総務課、住民福祉課、教育委員会

〔県（河川砂防課）、高松地方气象台〕

### 1 現 況

#### (1) 砂防事業、地すべり対策事業

災害を未然に防止するため、危険度の高いところから国が砂防指定地を指定し、県が砂防工事を実施している。

#### (2) 急傾斜地崩壊対策事業

本町には、土砂災害警戒区域が107箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから、町及び県は順次急傾斜地崩壊防止工事を実施している。

### 2 実施内容

#### (1) 防災工事の実施

##### ① 砂防事業、地すべり対策事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横侵食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

町は、土石流等有害な土砂の流出を防止するため、町内危険箇所の調査等を行い、緊急度の高い箇所から逐次砂防事業、地すべり対策事業の推進を図る。

また、町は県に対し、土砂災害の危険のある区域について、逐次砂防指定地として指定を行い、砂防事業を推進するよう要請する。

##### ② 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が急傾斜地崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

町は、がけ崩れ災害に対処するため、常にパトロール、点検を行うとともに、危険箇所に居住する住民に対し、災害防止の啓発、指導を行う。

また、その他未指定区域については、今後関係住民の理解と協力を得て危険区域の指定を受け、特に危険な箇所から急傾斜崩壊対策事業の推進を図る。

#### (2) 総合的土砂災害対策

##### ① 土砂災害警戒区域等の周知（総務課）

町は、県が指定する土砂災害警戒区域等に関する情報を本町地域防災計画へ登載し、県と連携して住民への周知に努める。

② 警戒避難体制の確立(総務課)

町は、次の内容について、県の支援に基づき警戒避難体制の整備を推進し、住民の避難体制の強化を図る。

- ・警戒または避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- ・適切な避難方法の周知（避難情報の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）
- ・要配慮者への支援体制の整備
- ・適切な避難場所及び避難所、避難経路の選定、周知
- ・自主防災組織の育成
- ・防災意識の普及（防災訓練等の実施）

住民は、自主防災組織や自治会等の地域住民単位で早期に警戒避難行動がとれるよう土砂災害危険地域等の知識や情報を共有するよう努める。

町は、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を定める。

また、避難のために住民が必要な情報をインターネット、ハザードマップの配布その他の方法により周知し、円滑な警戒避難を確保するための避難訓練等を実施する。

③ 情報の収集、伝達体制の確立

町(総務課)は、土砂災害に関する情報の収集、伝達体制を定め、避難情報の発令の目安及び土砂災害避難対象区域に基づき、住民へ伝達する。

町は、県及び住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

④ 土砂災害警戒情報の提供(総務課)

県は、高松地方气象台と共同して、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、町へ情報の提供を行う。

⑤ 避難指示の発令基準の設定

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

⑥ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理(総務課)

町は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、本計画において、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等必要な措置を講じる。

⑦ 住民に対する普及啓発（総務課）

県及び町は、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

(3) 要配慮者利用施設対策（建設水道課・住民福祉課・教育委員会）

① 町（建設水道課）は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設に関する情報を積極的に県に提供し、土砂災害防止事業の早期の実施を要請する。

② 町（住民福祉課・教育委員会）は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、本計画において、その施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達体制を定める。

また、高齢者、障がい児・者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

③ 土砂災害警戒区域内に位置し、本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について町長に報告するものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

[参考資料]

- 土砂災害警戒区域箇所

### 第3節 河川等防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、流域治水に基づき、河川、水路等の維持管理の強化と併せて、必要な改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

#### 【担当課】

建設水道課、総務課

[県（河川砂防課）、四国地方整備局、高松地方气象台]

#### 1 実施内容

##### (1) 河川工事の実施

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

##### ① 河川等維持修繕

河川等管理者は、平時から河川等を巡視して河川等施設の状況を把握し、異常を認めるときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

##### ② 河川等改修

河川等管理者は、流域の災害の防止と軽減を図るため、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等の必要な河川等改修を行う。

##### ③ 治水施設の設置及び運営

河川等管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営に当たっては、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

##### ④ 情報の収集、伝達体制の確立

町及び県は、住民と連携し、河川災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

##### (2) 水災防止対策の実施（総務課・建設水道課）

町は、県及び関係機関等と連携し、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供、災害時の情報の共有化及び水防団の育成・強化により水災防止対策を推進する。

##### ① 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民等に周知するため、インターネットやハザードマップの配布などの必要な措置を講じなければならない。

なお、現時点において水位周知河川等は指定されておらず、洪水の浸水想定区域も設定されていない。

## 第 4 節 海岸・雨水出水防災対策計画

海水による侵食又は高潮、波浪及び雨水出水（内水）等による被害から海岸を防護するため、海岸、港湾施設等の維持管理の強化、公共下水道事業における雨水排除対策等、必要な改修を推進する。

### 【担当課】

建設水道課

〔県（土地改良課、水産課、港湾課、下水道課、河川砂防課）、四国地方整備局〕

### 1 現 況

本町には、海岸重要水防区域が 8 箇所、港湾重要水防区域が 2 箇所、漁港重要水防区域が 2 箇所ある。

公共下水道（雨水）については、下水道事業計画区域内の浸水被害を受けている地域において、雨水を速やかに排除することを目的として、雨水排除対策を進める。

### 2 実施内容

#### (1) 海岸工事の実施

海岸、港湾施設の管理者は、高潮、波浪、海岸浸食等による被害を防止するため、海岸保全施設の新設、改良等を行う。

#### (2) 海岸、港湾施設の維持修繕

海岸、港湾施設の管理者は、平時から海岸、港湾施設を巡視して状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修等を行う。

#### (3) 雨水出水（内水）対策事業

公共下水道事業計画に基づき、雨水排除施設である雨水バイパス幹線やポンプ場の整備を行う。また、既設の下水道及びポンプの改修、能力アップを推進し、防潮と内水排除に万全を期するものとする。

#### (4) 高潮警報等が発表された場合における避難情報の発令基準

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また町は、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。この際、国は、これらの基準及び対象区域の設定並びに見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

#### (5) 高潮ハザードマップ等の作成、普及の促進（総務課）

町は、高潮ハザードマップの更新、普及を促進し、四国地方整備局又は県に、必要な技術的支援を要請する。

#### (6) 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

##### ① 本町地域防災計画における措置

ア 本町地域防災計画において定める事項等

町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、本町地域防災計画において、少なくとも当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮に係る水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として町が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

イ 本町地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

町は、高潮浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、町の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、本町地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

② 本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

ア 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

イ 大規模工場等の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

(7) 雨水出水対策工事の実施

町の公共下水道事業計画に基づき、雨水排除施設である管渠やポンプ場の工事を実施している。

(8) 水災防止対策の実施

雨水出水浸水想定区域の指定や雨水出水ハザードマップの作成等の事前情報の提供により水災防止対策を推進する。

① 雨水出水に係る周知排水施設等の指定

町は、それぞれが管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到

達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

② 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るための公共下水道等の排水施設において存在している公共下水道等の排水施設及び雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から水路等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

③ 雨水出水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 本町地域防災計画における措置

○ 本町地域防災計画において定める事項等

町は、雨水出水浸水想定区域を指定したときは、本町地域防災計画において、少なくとも当該雨水出水浸水想定区域ごとに、雨水出水予報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として町が行う雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

○ 本町地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

町は、雨水出水浸水想定区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの又は大規模な工場その他の施設でその雨水出水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、本町地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する雨水出水に係る予報等の伝達方法を定める。

イ 本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

○ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

雨水出水浸水想定区域内に位置し、本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

○ 大規模工場等の所有者又は管理者

雨水出水浸水想定区域内に位置し、本町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

④ 雨水出水による浸水実績、浸水想定区域の公表

町は、雨水出水による浸水実績、浸水想定区域を公表し、雨水出水時の避難体制の整備等を行う。

⑤ 民間の雨水貯留施設等との連携

町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

## 第5節 ため池等防災対策計画

ため池等の決壊による水害を防止するため、ため池等の維持管理の強化と併せて、必要な改修を推進する。

### 【担当課】

産業環境課

〔県（土地改良課）、中国四国農政局〕

### 1 現 況

本町には、県の指定するため池重要水防区域として、防災重点農業用ため池が17箇所ある。

### 2 実施内容

#### (1) ため池等整備事業

ため池等の管理者は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、平時から巡視して状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修等の整備を行う。

#### (2) ため池ハザードマップの作成、普及啓発

町は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等ICT機器の整備を推進する。

### 〔参考資料〕

- 防災重点農業用ため池一覧

## 第6節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

### 【担当課】

建設水道課、総務課、施設所管課

〔県（建築指導課）〕

### 1 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。

また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努める。

### 2 特殊建築物の防災指導（総務課）

町は、ホテル・旅館、学校、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、県が行う防災査察に協力する。

### 3 違反建築物の指導

法令に違反した建築物が被害を拡大させることを防ぐため、町は県が行う違反建築物を対象とした指導取締りに協力する。

### 4 落下物等の防止対策

町は、建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の飛散・落下防止、給湯設備の転落防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下、破損、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

町は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を図るとともに、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、防災効果の高い緑化樹木による生け垣の推奨などを含めた知識の普及を図る。また、町内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀倒壊危険箇所の把握に努める。なお、通学路、避難路及び避難場所等に重点をおくものとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

### 5 がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

町は、県が開催する被災建築物・宅地応急危険度判定士養成講習会等に職員を派遣し、判定士を育成する。

## 第7節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの大量の油若しくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

### 【担当課】

建設水道課、産業環境課、総務課

〔県（危機管理課、環境管理課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、警察機関、高松海上保安部、四国地方整備局〕

### 1 資機材の整備等

町は、捜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、救助用資機材の整備に努める。また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

### 2 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

町は、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

### 3 海上防災思想の普及等

町は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

### 4 海ごみ対策（産業環境課）

町は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

### 5 貨客船等の対策

貨客船等の所有管理者は、それらが転覆、破損することがないように、警戒管理に努める。

## 第 8 節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

### 【担当課】

建設水道課

〔県（道路課）、警察機関、四国地方整備局〕

### 1 概要

本町には、県道、町道あわせて約 50 k mの道路があり、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を実施する。

### 2 道路施設等の整備

(1) 道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行い、実施に期間を要する場合は「路肩軟弱注意」、「落石注意」等の表示を行う。
- 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- 覆工コンクリートや附属施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
- 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。
- 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

(2) 警察機関は、交通安全施設等について、停電等に対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

### 3 協力体制の確立

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

### 4 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避するこ

とを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

## 5 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 6 除雪体制の整備

- (1) 道路管理者は、集中的な大雪に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- (3) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (4) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定するものとする。
- (5) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- (6) 道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめその他関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

## 第9節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

### 【担当課】

総務課、建設水道課、産業環境課、住民福祉課、町立診療所

〔県（水資源対策課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、保健福祉総務課、医療政策課、薬務課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、空港振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、病院局、教育委員会）、警察機関、原子力事業者（四国電力㈱、中国電力㈱）〕

### 1 概 要

当町に最も近い原子力発電所は、島根県にある島根原子力発電所であり、町境から約150kmの位置にある。次に近い原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所であり、町境から約190kmの位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

### 2 情報の収集及び連絡体制の整備（総務課）

町は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。なお、体制については、高齢者、障がい児・者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図る。

### 3 環境放射線モニタリング体制の整備（産業環境課）

町は、県が実施する、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備に協力する。

### 4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備（建設水道課・産業環境課）

町、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

### 5 緊急時の原子力災害医療体制の整備（住民福祉課、町立診療所）

町は、県、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や被ばくや汚染に係る（検査）及び簡易除染の実施等が可能な緊急時の原子力災害医療体制の整備を図る。

## 6 広域的な応援体制の整備

県及び町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

## 7 知識の普及・啓発

町は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

## 第10節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

### 【担当課】

総務課、消防団

〔県（危機管理課、薬務課）、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部〕

### 1 概要

本町には、消防法に基づく危険物施設が68施設、液化石油ガス販売所及び貯蔵所（300kg以上）が4施設あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

### 2 施設の安全性の確保

町は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行うとともに、地震に対する安全化指導を推進する。
- 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。
- 災害上、特に重要な施設については、事故発生時を想定した警防計画を策定しておく。

### 3 資機材の整備等

町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

### 4 防災訓練の実施

町は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 5 防災知識の普及

町は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難場所等での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

### 〔参考資料〕

- 危険物施設

## 第11節 大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

なお、火災予防に関する詳細は、地震対策編第2章第5節「火災予防計画」に定めるところによる。

### 【担当課】

総務課、建設水道課、消防団

〔県（危機管理課）〕

### 1 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難場所、防災活動拠点ともなる道路、公園、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、ヘリコプターの緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

### 2 火災に対する建築物の安全化

町及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- 多数の人が出入りする事業所の建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- 防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- 避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

### 3 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

### 4 防災訓練の実施

町は、関係機関及び事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

### 5 防災意識の啓発

町は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

### 〔参考資料〕

- 消防団組織、消防機械器具、消防水利の状況

## 第 12 節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

なお、火災予防に関する詳細は、地震対策編第 2 章第 5 節「火災予防計画」及び別途作成の林野火災予防計画に定めるところによる。

### 【担当課】

総務課、産業環境課、消防団

〔県（危機管理課、森林・林業政策課）、四国森林管理局〕

### 1 消防施設等の整備

町は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- 熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を図る。
- 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。
- 水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図る。

### 2 協力体制の整備

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互援助協力によることが多いので、町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

### 3 林野火災に対する警戒の強化

町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行い、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

### 4 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

## 5 防災訓練の実施

町は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的かつ効率的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 6 防災意識の啓発

町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることをかんがみ、火の取扱いや不始末による出火の危険性等を周知するため、林野火災の多発する時期や、山火事予防運動等の機会を捉え、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

[参考資料]

- 消防団組織、消防機械器具、消防水利の状況

## 第13節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

### 【担当課】

産業環境課

〔県（森林・林業政策課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課等）〕

### 1 農作物対策

町は、関係機関と連携して、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

### 2 園芸等施設対策

町は、関係機関と連携して、風水害等による被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

### 3 林業対策

町は、関係機関と連携して、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

### 4 水産業対策

町は、関係機関と連携して、けい留施設等の適切な維持管理、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象などに対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図る。

## 第14節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設ごとに安全性を確保できるような技術基準等を設定し、被害を最小限にとどめることができるようシステムの多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン関連施設の機能確保策を講ずるに当たっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の安全性の確保、復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

### 【担当課】

建設水道課、総務課

〔県（下水道課）、岡山県玉野市（水道課）、中国電力(株)岡山営業所、NTT西日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社〕

### 1 水道施設

町は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、施設の複数化、バイパス施設、貯留施設の大容量化、複数系統化、非常用電源等の確保、燃料等の応急復旧用資材について、目標水準、施設整備の優先順位を定めて整備を図る。

また、大規模な災害が発生した場合の水の確保、水道施設の復旧を進めるため、他市町村（他事業者）との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等の充実を図る。

### 2 下水道施設

町は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

また、業界団体等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

### 3 その他ライフライン施設の対策

#### (1) 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

#### (2) 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

## 第15節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

### 【担当課】

総務課、建設水道課、産業環境課、消防団

〔県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課）、警察機関、高松海上保安部、高松地方気象台、(株)NTTドコモ四国支社〕

### 1 気象観測施設等

町及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測、情報収集等に必要な施設・設備を整備する。

[雨量観測所]

雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
直島	香川郡直島町横防	テレメータ	高松土木事務所	087-889-8901

[潮位観測所]

潮位観測所	注意報 基準潮位	警報 基準潮位	位置	種別	観測機関
高松港	1.6m	1.9m	高松市北浜町103-1地先	テレメータ	高松地方気象台
宇野港	1.6m	1.9m	玉野市宇野1-3-1	テレメータ	岡山地方気象台

### 2 水防施設等

町は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

### 3 消防施設等

- (1) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学消防車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- (2) 町は、救助・救急活動のため、救急患者搬送車及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町は、デジタル化した消防救急無線及び移動系防災行政無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

### 4 通信施設等

- (1) 町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。
  - 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

- 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
  - 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
  - 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
  - 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについては、県、町を通じた一体的な整備を図る。
  - 平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
  - 災害時に有効な、携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
  - 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続し、またライブビジョンシステムとも連動させることで、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。
  - 衛星携帯電話の整備を推進する。
- (2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、通信施設の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な防災行政無線（同報系）、戸別受信機、ライブビジョンシステム等の充実に努める。

## 5 その他施設等

- (1) 町は、災害応急対策に必要な各種資機材を検討し、可能なものから配備を進める。また、備蓄倉庫を必要数確保する。
- (2) 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。
- (3) 町は、サーバの運用、パソコン及び通信設備の利用・充電、並びに夜間の災害対応には電源が不可欠であることから、主要な町の公共施設や指定避難所等において、太陽光発電装置、大容量非常用電源装置等の整備を計画的に促進する。

### [参考資料]

- 消防団組織、消防機械器具、消防水利の状況
- 防災行政無線局構成表
- 衛星携帯電話番号表

## 第 16 節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

### 【担当課】

全ての課

〔県（危機管理課、情報システム課）〕

### 1 職員の体制

- (1) 町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することと、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

### 2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平時から連携を強化する。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努め、関係機関との情報共有に努める。
- (2) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を行う。
- (3) 町は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制の整備に努める。
- (4) 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備する。
- (5) 町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を行う。
- (6) 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース

ース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努める。

(7) 町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

(8) 町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

### 3 民間事業者との連携

町は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努める。

### 4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

### 5 防災中枢機能等の確保、充実

町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転や公用車輛等に必要燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

### 6 基幹情報システムの機能確保

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して、県は助言を行うものとする。

### 7 広域防災活動体制の整備

町は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備える。

### 8 複合災害への対応

(1) 町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 町及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努める。

- (3) 町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画を見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

[参考資料]

- 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町及び県）
- 香川県消防相互応援協定
- 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 岡山県玉野市と香川県直島町との災害相互援助協定書
- 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約
- 災害時における情報交換及び支援に関する協定書
- 大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 風水害対策の強化に係る首長と気象台との情報連絡体制に関する了解事項
- 災害時における救援物資に関する協定
- 災害時における連絡体制及び協力体制に関する確認書
- 災害発生時における直島町と直島町内で従事する郵便局の協力に関する協定
- 特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書
- 災害時における食料品等の供給に関する協定
- 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

## 第 17 節 保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

### 【担当課】

総務課、住民福祉課、町立診療所

〔県（保健福祉総務課、障害福祉課、医療政策課、薬務課、感染症対策課）、日本赤十字社香川県支部〕

### 1 初期医療体制の整備

- (1) 町は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する計画を策定し、初期医療体制を整備する（以下、この計画を含めて地震災害に対する町の医療救護計画については、「町医療救護計画」と称する。）。
- (2) 町は、町医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させる。（総務課）
- (3) 町は、本町で対応できない場合、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を県に要請する。

### 2 後方医療体制等の整備（町立診療所）

町は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。確保に当たっては、原則としてすべての救急告示病院、診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう努める。

### 3 医薬品等の確保

- (1) 町は、県の策定した計画に基づき、医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、輸血用血液等を確保するため、備蓄、調達、供給、連絡等の体制を整備する。
- (2) 町は、住民の献血促進について、普及啓発を行う。
- (3) 住民は、軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品等を準備する。

### 4 ライフラインの確保（町立診療所）

町は、保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じる。

### 5 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

### 〔参考資料〕

- DMAT指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧
- 標準備蓄医薬品等一覧

## 第18節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

### 【担当課】

建設水道課

〔県（道路課、港湾課）、四国地方整備局、警察機関〕

### 1 緊急輸送路の指定等

町は、県が指定した以下の緊急輸送路等の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため、橋梁、法面等の最新の耐震基準や点検要領に基づく点検や、点検結果に基づく必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。

道路管理者は平時からその安全性を十分に監視し及び点検し、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

また、建設中の主要な幹線道路については、その整備促進に努める。

#### (1) 道路

- ① 第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- ② 第2次輸送確保路線（町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）

路線名	区間
県道北風戸積浦線	直島町（全線）

※ 防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第2次輸送確保路線と同等扱いとする。

- ③ 第3次輸送確保路線（第1次・第2次輸送確保路線を補完する道路）
- ④ 県指定道路と避難所等の主要な拠点と接続する幹線道路（町道）

路線名	区間
本村幹線	役場～直島新美術館下三差路
中筋2の4号線	南寺ポケットパーク～天皇下
積浦41号線	人材育成センター～積浦バス停
積浦幹線	天皇下バス停～琴反地池
鷲ノ松1号線	鷲ノ松運動公園～オノ神大池
文教オノ神線	幼児学園～第3分団分所
オノ神2号線	オノ神バス停～三菱マテリアル(株)直島製錬所体育館
宮ノ浦1号線	町立診療所～能見～宮浦墓地
宮ノ浦30号線	西部公民館～東宮ノ浦バス停
宮ノ浦50号線	総合福祉センター下～総合福祉センター
横防15号線	横防バス停～外ヶ浜

文教2の3号線	文教区公園～NTT 電話交換局～広木池前三差路
文教2の2号線	
鎧山広木池線	
納言様2号線	浄化センター～文教区公園
文教10号線	中学校前バス停～中学校体育館

(2) 港湾

防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
宮浦港	地方港湾	香川県	宮浦地区	臨港道路→県道北風戸積浦線

2 物資輸送体制の整備

町は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

3 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者等及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。
- (2) 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

4 民間事業者との連携

- (1) 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

[参考資料]

- 緊急通行車両の標章及び確認証明書

## 第 19 節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備、並びに避難情報発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

### 【担当課】

総務課、住民福祉課、建設水道課、町立診療所、教育委員会

〔県（危機管理課、保健福祉総務課、感染症対策課、河川砂防課、教育委員会）〕

### 1 指定緊急避難場所の指定、整備（総務課、住民福祉課、教育委員会）

町は、公園、学校等の公共施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水、津波等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築する。

なお、指定にあたっては、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

### 2 指定避難所の指定、整備（総務課、住民福祉課、教育委員会）

(1) 町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校など公共施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための避難所として指定し、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

町は、指定避難所を選定するに当たり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定する。

町は、主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている施設等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努める。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、教育委員会等と調整を行う。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

(2) 町は、避難所において、次の資機材や施設等の整備、防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図る。

- 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション
- 非常用電源、ガス設備
- テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器
- 暑さ・寒さ対策に必要な冷暖房設備
- 要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大及び停電時の機能確保のため、非常用電源設備等の整備に努める。

なお、住民以外の避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努める。

(3) 町は、感染症を含む感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。

(4) 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(5) 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。また、町は必要に応じて県に対し、協定・届出避難所として位置付けられた避難所の情報を提供する。

(6) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の援方策

を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

### 3 避難路の選定、整備（総務課、建設水道課）

町は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート選定する。

選定した避難路においては、沿道の緑化の推進、沿道建築物の不燃化の促進、落下物及び障害物除去対策等を計画的に推進する。

なお、避難路については、県道・町道を基本とするが、特別の事情がある場合はこの限りではない。

### 4 指定緊急避難場所等の明示（総務課、住民福祉課、教育委員会）

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

### 5 避難情報の発令基準等の策定

(1) 町は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難情報の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複合河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難情報を発令する基準や伝達内容・方法については、国より示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。

(2) 町は、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を備えておくものとする。

(3) 町は、避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、またすでに災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図る。

### 6 避難に関する広報

(1) 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。

- (2) 町は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努める。
- なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとして、住民に対して事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。
- (3) 町は、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。
- (4) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

#### 7 避難計画・避難所運営マニュアルの策定（総務課、住民福祉課、教育委員会）

- (1) 町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとし、当該避難計画には、町が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所等、その他避難のために必要な事項を定める。
- なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。
- (2) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準の作成に努める。
- また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進する。
- (3) 町は、自主防災組織、避難所の所有者又は管理者等関係機関、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所を運営するため、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う運営に早期に移行できるよう避難所運営マニュアルの作成に努める。
- (4) 町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画等を住民に周知する。

#### 8 防災上重要な施設の避難計画（住民福祉課、教育委員会、町立診療所）

学校、診療所、その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

9 要配慮者への対応（住民福祉課、教育委員会）

町は、高齢者、障がい児・者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

10 帰宅困難者への対応（総務課、産業環境課）

町は、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努めるとともに、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、案内掲示等の整備や、避難に関する情報の伝達体制の整備に努める。

11 児童生徒等への対応（教育委員会）

町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼児学園等の施設と町の間連絡・連携体制の構築に努める。

12 土砂災害対策（住民福祉課、教育委員会）

土砂災害警戒区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、本計画にこれらの施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、本計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、以下のとおりとする。

施設名称	所在地	電話番号
直島幼児学園	直島町 1841	087-892-3018
直島小学校	直島町 1600	087-892-3007
直島中学校	直島町 1580	087-892-3011
デイサービス絆 直島	直島町 2396-12	087-899-2123

13 孤立地域への対応

町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

#### 14 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

[参考資料]

- 指定避難所一覧
- 指定緊急避難場所一覧

## 第20節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

### 【担当課】

総務課、住民福祉課、建設水道課、教育委員会

〔県（危機管理課、保健福祉総務課、健康政策課、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、（公社）日本水道協会香川県支部〕

### 1 物資の備蓄（総務課）

- (1) 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確保に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- (2) 県及び町は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B-P L o）の研修や訓練の実施に努めるものとする。

### 2 食料等の確保（住民福祉課、教育委員会、総務課）

- (1) 町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

### 3 飲料水の確保（建設水道課、総務課）

- (1) 町は、飲料水及び給水資機材の確保に係る計画及び他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を定める。
- (2) 町は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、給水タンク、ポリタンク、給水車、運搬車両、ろ水機等給水資機材の備蓄を行うとともに、貯水槽を設置する。
- (3) 町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (4) 町は、工事業者等との協力体制を確立する。
- (5) 町は、住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導する。
  - ① 応急給水を円滑に実施するために、給水担当の編成を準備しておくものとする。
  - ② 災害発生時に利用予定の井戸、貯水槽の水は、町の指導の下に水質検査を実施して、あらかじめ利用方法を検討しておくものとする。
  - ③ 給水タンク、ポリタンク等給水資材等を備蓄する。

### 4 生活物資の確保（住民福祉課、教育委員会、総務課）

- (1) 町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送拠点となる集積場所の選定や輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、災害時の断水等に伴い、水洗トイレが使用不能となる事態を考慮し、簡易トイレ等の確保に努める。また、あらかじめ避難所等に配備する仮設トイレ等の確保に努める。
- (3) 町は、指定避難所福祉エリア設営用の間仕切り、ユニバーサルトイレ等の資機材の確保に努める。

### 5 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分できれば1週間分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を、災害時に備え備蓄するように努める。

また、避難するときには持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

## 6 企業・事業者等における備蓄

企業・事業者等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化などに取り組み、災害発生時に、従業員や来場者、帰宅困難者の安全確保を図るとともに、応急措置を迅速かつ的確に講じることができるように最低3日分程度の食料や飲料水、資機材等の備蓄に努める。

## 7 物資の集積拠点の指定（住民福祉課、教育委員会、総務課）

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を新物資システム（B-P L o）に登録しておくものとする。

### 【一次（広域）物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター (サンメッセ香川)	総合コンベンション 施設	香川県高松市林町 2217-1

### 【二次（地域）物資拠点】

番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
1	直島町	直島中学校武道館	学校施設	香川県香川郡直島町 3601

### [参考資料]

- 災害対策用物資の備蓄状況

## 第21節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

### 【担当課】

教育委員会

〔県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）〕

### 1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は町の指導により、次の措置を講じる。

#### (1) 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、避難所に指定されている学校については、町の防災担当部局とも連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

#### (2) 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

#### (3) 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

#### (4) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

#### (5) 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

### 2 文教施設・設備の点検、整備

町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努め、これらの改善を図り、また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要資機材を整備する。

### 3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

## 第22節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

### 【担当課】

住民福祉課

〔県（保健福祉総務課、循環型社会推進課、男女参画・県民活動課、危機管理課）、県・町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、香川県災害中間支援組織〕

### 1 連携体制の強化

- (1) 町は、県・町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の強化に努める。また、国のデータベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。
- (2) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、本町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化するものとする。

### 2 ボランティア活動の啓発等

- (1) 町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- (2) 町は、関係団体との連携により、災害時のボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練の制度、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (3) 町は、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

### 3 防災ボランティアの研修等

- (1) 町社会福祉協議会は、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を事前登録する。また、必要な研修及び訓練を行い、ボランティアとしての豊富な活動や知識を有する者の中から、ボランティアコーディネータを養成し、地域の実情に応じた効果的なボランティア活動につなげるよう努める。
- (2) 町及び日本赤十字社香川県支部は、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修及び訓練を行う。

## 第23節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい児・者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、医療的ケア児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障がいの有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

### 【担当課】

総務課、住民福祉課、町立診療所

〔県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、空港振興課）〕

### 1 社会福祉施設等入所者の対策

- (1) 町は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、県との連携のもと社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施する。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努める。
  - 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
  - 利用者及び従事者等に対して避難経路及び避難場所・避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
  - 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕や家具の固定等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
  - 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

### 2 在宅の避難行動要支援者の対策

- (1) 町は、地域の実情に応じた避難行動要支援者対策を推進するため、避難支援プラン（全体計画）を策定し、特に支援を要する避難行動要支援者の情報を把握するだけでなく、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が必要であると認められるときは、県等と連携を図り、情報の取得に努め、避難行動要支援者名簿を整備、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 町は地域と連携して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者名簿に基づき、個別に具体的な避難方法等を定めた個別計画の策定に努める。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、自力での避難が困難で、避難に特に支援を必要とする者であって、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 75歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- イ 介護保険における要介護認定を受けており、要介護1以上の者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の者
- エ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が㊤又はA判定の者
- オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- カ 前各号に準じる状態にあり、特に町長が避難行動に支援が必要と認めた者

② 避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由等
- キ その他避難支援等の実施に関し町長が特に必要と認める事項

(3) 町は、自主防災組織等を主体に、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団等で協力の得られた者を避難支援等関係者とし、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行うものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行う。

(4) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明し、町及び避難支援等関係者は、健康状態、心身の障がい等に関する情報はセンシティブ情報であることを十分に認識して、個人情報への漏洩等のないように名簿情報を取り扱うものとする。

(5) 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

(6) 町は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、必要に応じて、県に対し助言、情報提供等を求める。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成することとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別

避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(7) 町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(8) 町は、本町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(9) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(10) 町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平時から地域包括支援センター・居宅介護支援事業所と連携を図る。

### 3 福祉避難所の指定等

(1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい児・者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所や福祉避難所、大きな字で見やすい標識板やコミュニケーションボードなど、要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

(3) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### 4 外国人の対策（総務課）

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成・配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 町は、災害時にも外国人への情報発信や支援活動を円滑に行うため、通訳ボランティアや外国人防災リーダー等の要請を県などに対して行う。

#### 5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい児・者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

## 第 24 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

また、訓練の実施にあたっては、広く住民の参加を求め、住民は防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練に積極的主体的に参加するよう努める。

### 【担当課】

全ての課

〔県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関〕

### 1 総合訓練

町は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- 情報の収集・伝達、災害広報
- 水防、消防、救出・救助
- 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- 応急救護、応急医療
- ライフライン応急復旧、道路啓開
- 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- 救援物資及び緊急物資輸送

### 2 災害対策本部設置運営訓練

町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

### 3 図上訓練

町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

### 4 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

## 5 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

## 6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- (2) 町は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (3) 町は、土砂災害警戒区域等において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行う。
- (4) 学校、診療所等多人数を収容する施設の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

## 7 非常通信連絡訓練

町及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

## 8 非常招集訓練

町及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

## 9 事故災害訓練

突発的な海難事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

## 10 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

## 11 自主防災組織等における訓練

地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防団の指導の下に、地域の事業所とも協調して、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、避難所運営等の訓練の実施（年1回以上）に努める。

## 第25節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

### 【担当課】

全ての課

〔県（総務学事課、危機管理課、経営支援課、河川砂防課、教育委員会）、警察機関、防災関係機関〕

### 1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい児・者等の避難行動要支援者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

### 2 職員に対する防災研修

町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 災害に関する基礎知識、町内における災害発生状況
- 地域防災計画等の概要
- 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- その他災害対策上必要な事項

### 3 住民に対する普及啓発

- (1) 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
- (2) 町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに防災に関する様々な動向や各種デー

タを分かりやすく発信する。また、広報紙、放送施設、ポスター、チラシ・パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、災害に関するビデオ、講習会等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、自主防災組織等と連携し、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- 災害に関する基礎知識
- 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- 正確な情報入手の方法
- 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 避難情報の意味や内容、発令時にとるべき行動
- 指定緊急避難所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策（住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止）
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- 被災体験の伝承
- 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

#### 4 学校における防災教育

##### (1) 児童生徒等に対する防災教育

- ① 学級活動、総合的な学習の時間、特別活動による防災教育

学校は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等（「安全指導の手引き」等）を用い、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

② 学校行事等による防災教育

防災意識の全校的な盛り上げを図るため、防災専門家等による講演、また地域の自主防災組織が実施する防災訓練等にも積極的に参加するなど、地域と一体となった体験学習を行う。

③ 教科等による防災教育

教科教育の一環として、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の安全な行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、家庭、学校及び地域など身の回りの環境を防災の観点から見直し防災を身近な問題として認識させる。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

(3) 消防団等が参画する防災教育

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

## 5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

## 6 事業所における防災の促進

事業所は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、国、県及び町が実施する事業所等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討する。

## 7 災害情報の提供等

- (1) 町は、災害状況を記録し、及び公表する。
- (2) 町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

## 8 災害教訓の伝承

- (1) 住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。
- (2) 町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 9 防災意識調査、防災相談

- (1) 町は、住民の災害についての知識と防災意識を把握するため、世論調査やアンケート調査を実施し、その結果を参考にして、防災計画の見直しや住民の意識啓発計画の見直しを行う。
- (2) 町は、災害についての住民の相談にのるため、相談窓口を定め、いつでも相談に応じられる体制を整備する。

[参考資料]

- 過去における主な風水害等一覧
- 過去における主な林野火災一覧

## 第26節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の充実強化を図る。事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

### 【担当課】

総務課、消防団

〔県（危機管理課）〕

### 1 地域住民の自主防災組織

(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努める。

町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。

また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 自主防災組織の編成は、次により行うものとする。

- 既存の自治会等をはじめ各種防火団体、女性団体、青年団体等を活用して編成する。その規模が大きすぎる場合は、地域防災活動がしやすいブロックに分ける。また、他地域の通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のない活動編成とする。
- 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

### 【平時の活動】

- 平時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
  - ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
  - ② 災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等の確認
  - ③ 避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての市町との協議
  - ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知

- ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
- ⑥ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準の作成及び周知
- ⑦ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
- 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
- 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- 地域における高齢者、障がい児・者等の避難行動要支援者の把握
- 家庭及び地域における防災点検の実施

**【災害時の活動】**

- 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
  - 集団避難の実施、高齢者や障がい児・者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
  - 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等
- (4) 自主防災組織は、地域での防災活動に必要な初期消火、救助・救護用資機材及び訓練用資機材の備蓄に努める。

- ① 初期消火用資機材
  - 小型動力ポンプ
  - 消火器
  - その他初期消火用資機材
- ② 救助用資機材
  - 携帯用無線機
  - 発電機
  - 投光機
  - チェンソー
  - はしご
  - 救命ロープ
  - その他救助活動に必要な資機材
- ③ 救護用資機材
  - 救急医療セット
  - テント
  - 防水シート
  - その他救護活動に必要な資機材
- ④ 訓練用資機材
  - 訓練用消火器具
  - その他訓練に必要な資機材

## 2 事業所の自衛消防組織等

- (1) 事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう確かな防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化に努める。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- (2) 事業所等は、町が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。
- (3) 災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。
- (4) 町は、各事業者の自衛消防組織の育成、指導を図るとともに、事業所の自衛消防組織等を、自主防災組織の一つとして位置付け、連携を図る。

## 3 消防団の充実強化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

## 4 自主防災組織協議会

町は、区域内に地域の自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等が存在する場合には、住民組織や事業所組織との連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

## 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として直島町防災会議に提案するなど、当該地区と町が連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 第27節 被災動物の救護体制整備計画

災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想され、動物を起因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、平時から県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

### 【担当課】

産業環境課

〔県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等〕

### 1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

### 2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

### 3 避難所における動物の適正飼養対策

町は、県と協力して、避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養について、飼い主や避難所運営主体に対して支援を行なう。

また、避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定、住民への周知、避難所運営主体と受入れや飼養管理方法の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

動物の飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

#### 4 被災動物救護活動対策

県は、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等できるよう協力、支援し、平時から町を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

## 第 28 節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

### 【担当課】

総務課、建設水道課、産業環境課、住民福祉課、教育委員会  
〔県（危機管理課、観光振興課、空港振興課）〕

#### 1 住民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

#### 2 事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

#### 3 避難所等の提供（住民福祉課、教育委員会、建設水道課、産業環境課）

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。特に港湾等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

#### 4 情報提供体制の整備（総務課、産業環境課）

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

#### 5 安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

## 6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

## 7 帰宅困難となる観光客等への対策（産業環境課）

- (1) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うよう努める。
- (2) 町は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。
- (3) 町は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

## 第 29 節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模災害発生時等における災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の円滑な継続のため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることを目的として直島町業務継続計画（BCP）を策定したことにより、業務継続性の確保を図り、実効性のあるものとする。

### 【担当課】

総務課

〔県（危機管理課）〕

### 1 町の業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

### 2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかける。

事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

### 3 地域継続計画の推奨

行政組織や企業だけでなく、住民や地域コミュニティ等を構成するその他の組織を含めた地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定について、先進的な地域の取組を推奨するものとする。

## 第30節 その他災害予防計画

災害の発生に伴う、衛生環境の悪化を防止するため、防疫、保健衛生対策を推進する。また、災害により発生した災害廃棄物等を処理するため、災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

### 【担当課】

住民福祉課、産業環境課、町立診療所

〔県（保健福祉総務課、障害福祉課、生活衛生課、東讃保健所）〕

### 1 防疫、保健衛生対策

#### (1) 防疫予防体制

町は、防疫活動組織計画を定め、住民が行う防疫及び保健活動を指導する。

#### (2) 食品衛生の確保

県や（公社）香川県食品衛生協会等と連携を図りながら、住民が行う食品衛生の維持活動について指導、助言する。

#### (3) 薬剤及び資機材の備蓄、調達

町は、避難所一箇所当たり消毒薬（塩化ベンザルコニウム、クレゾール石鹼液、消毒用アルコール500ml入り20本）及び薬剤散布用噴霧器（動力式又は手動式3台）を基準として備蓄する。

#### (4) し尿処理計画

① し尿処理方法、し尿処分地の選定、収集運搬機材及び仮設の建設資材の確保等について定めるし尿処理計画を作成する。

② 住民及び自主防災組織に対し「し尿処理計画」を周知し、協力を求める。

### 2 ごみ及び災害廃棄物処理計画

(1) ごみ及び災害廃棄物の処理について地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針や香川県災害廃棄物処理計画に基づき、排出推定量等を定めた町災害廃棄物処理計画を策定している。

(2) 住民及び自主防災組織に対し、町災害廃棄物処理計画を周知し、協力を求める。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するに当たり、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮する。

#### 【担当課（担当部）】

全ての課（全ての部）

〔県（全部局）〕

#### 1 直島町防災会議

町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく直島町防災会議条例（昭和38年直島町条例第69号）第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本町における防災に関する基本方針及び「直島町地域防災計画」を作成し、その実施の推進を図るとともに、防災に関する重要事項を審議する。

#### 2 直島町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき設置されるものであり、町長を本部長として町で構成し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

##### (1) 災害対策本部の設置

町長は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に直島町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

既に水防本部が設置されている場合は、水防本部を災害対策本部に吸収するものとする。

#### 【設置基準】

- |  |
|--|
| <p>1 町内に気象警報等が発表され、大規模な災害が発生し、または発生が予想され、その対策を要すると認められたとき。</p> <p>2 町内で次の事故等が発生し、大規模な災害が発生し、または発生が予想され、その規模及び範囲から本部を設置する必要があると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模な火災又は爆発</li> <li>○ 災害を誘発する物質の大量流出</li> <li>○ 大規模な船舶等の事故</li> <li>○ その他重大な事故</li> </ul> <p>3 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。</p> |
|--|

(2) 設置場所

直島町役場とする。

なお、庁舎が被災し、その使用に耐えないときは、「直島町総合福祉センター」に設置する。

(3) 町本部の組織

町本部の組織体制は、次のとおりとする。



(4) 事務分掌

① 本部長

本部長（町長）は、町本部の事務を総括し、職員及び災害対策要員を指揮監督する。

② 副本部長

副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長がその職務を代理するが、総務課長にも事故あるときは、本部員の協議により代理者を選出する。

③ 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、町本部の事務に従事する。

イ 本部員は、総務課長、住民福祉課長、建設水道課長、町立診療所事務長、産業環境課長、消防団長をもって充てる。

④ 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

ウ 本部会議には、必要に応じて、町議会議長、副本部長、県・町社会福祉協議会、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

エ 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- 本部の動員配備体制に関すること。
- 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- 国、県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- 自衛隊への派遣要請に関すること。
- その他重要な災害対策に関すること。

⑤ 部

ア 災害応急対策を実施するため、本部員を長とする部を設置する。

イ 各部の組織及び分掌事務は、次の表に示すとおりとする。

ウ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。なお、部長に事故あるときは、当該部の次長の職にある者がその職務を代理する。

⑥ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、主管課を通じて町本部に報告するとともに、その指示に従い、災害応急対策に従事する。

なお、町社会福祉協議会については、庁舎被災時の代替庁舎となるため、初動段階に直島町総合福祉センターの被災状況を報告する。

⑦ 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(5) 町本部の設置の通知等

町本部を設置したときは、報道機関、ホームページ等を通じて公表するとともに、県、その他防災関係機関にその旨を通知するものとする。

(6) 町本部の解散

町長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、町本部を解散する。

[参考資料]

- 防災会議条例
- 災害対策本部条例

【災害対策本部の事務分掌】

部	部長、副部長、部員	事務分掌
指揮管理部	<p>部長：総務課長</p> <p>副部長：企画電算室長 出納室長 議会事務局長</p> <p>部員：総務課職員 企画電算室職員 出納室職員 議会事務局職員 (女性職員除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害応急対策の指揮に関する事</li> <li>○ 災害対策本部の運営に関する事</li> <li>○ 災害対策要員の動員に関する事</li> <li>○ 災害対策部内の連絡調整に関する事</li> <li>○ 関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>○ 関係団体との協定、連絡調整に関する事</li> <li>○ 自衛隊、県等への応援派遣要請に関する事</li> <li>○ 気象情報等の収集、伝達に関する事</li> <li>○ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の決定及び伝達に関する事</li> <li>○ 被害情報、災害応急対策情報の収集、伝達に関する事</li> <li>○ 情報通信施設の維持、管理、運用に関する事</li> <li>○ 情報システム及び庁内LAN等の災害対応に関する事</li> <li>○ 災害対策用物資、資機材の確保に関する事</li> <li>○ 危険物施設の災害予防、応急復旧に関する事</li> <li>○ 災害対策車両の確保、輸送に関する事</li> <li>○ 災害時の防犯に関する事</li> <li>○ 防災訓練、防災知識の普及に関する事</li> <li>○ 自主防災組織に関する事</li> <li>○ 帰宅困難者対策に関する事</li> <li>○ 事故災害の災害予防、災害応急対策に関する事</li> <li>○ 災害対策に係る経費に関する事</li> <li>○ 各部の応援に関する事</li> <li>○ 復興計画に関する事</li> <li>○ 災害時における出納事務に関する事</li> <li>○ その他、他の部に属さない事</li> </ul>

一 般 対 策 編

部	部長、副部長、部員	事務分掌
福祉部	部長：住民福祉課長 副部長：健康推進室長 教育委員会 事務局次長 部員：住民福祉課職員 健康推進室職員 教育委員会 事務局職員 診療所を除く 他課女性職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の開設、運営に関する事</li> <li>○ 避難所の防疫、衛生に関する事</li> <li>○ 住民等の避難誘導、避難広報、収容保護に関する事</li> <li>○ 住民等の健康管理に関する事</li> <li>○ 被災者の応急手当・精神的ケアに関する事</li> <li>○ 要配慮者の防災対策に関する事</li> <li>○ 要配慮者の避難所の確保に関する事（福祉避難所）</li> <li>○ 要配慮者利用施設への情報伝達及び被害状況調査に関する事</li> <li>○ 食料、生活必需品の確保、供給に関する事</li> <li>○ 災害対策従事者への支援に関する事</li> <li>○ 救援物資・義援金の受け入れ、配分に関する事</li> <li>○ 日本赤十字社等への協力依頼・連絡に関する事</li> <li>○ 身元不明死亡者の業務に関する事</li> <li>○ 災害ボランティアの受け入れ及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事</li> <li>○ 幼児・児童・生徒の避難誘導、安全確保、教育対策及び保健管理に関する事</li> <li>○ 文教施設の被害状況の把握、応急復旧に関する事</li> <li>○ 文化財に関する災害予防、応急復旧に関する事</li> <li>○ 各部の応援に関する事</li> </ul>
調査部	部長：建設水道課長 副部長：税務課長 部員：建設水道課職員 税務課職員 （女性職員除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 潮位の監視に関する事</li> <li>○ 被害状況の調査、被害情報の収集に関する事</li> <li>○ 災害危険区域、防災施設の災害予防、応急復旧に関する事</li> <li>○ 公共建築物、公共土木施設の災害予防、応急復旧に関する事</li> <li>○ 住宅の被害状況の調査、応急復旧に関する事</li> <li>○ 応急仮設住宅等の建設に関する事</li> <li>○ 公営住宅への一時入居に関する事</li> <li>○ 避難路、緊急輸送路、障害物の除去に関する事</li> <li>○ 災害応急対策資機材の確保、輸送に関する事</li> <li>○ 飲料水等の確保、供給に関する事</li> <li>○ 上下水道施設の被害状況の把握、応急復旧に関する事</li> <li>○ 被災納税者の調査、支援に関する事</li> <li>○ 罹災証明に関する事。</li> </ul>
救護部	部長：町立診療所事務長 副部長：－ 部員：町立診療所職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医薬品、救急救助用品の確保に関する事</li> <li>○ 医療救護所の開設に関する事</li> <li>○ 被災者の医療、健康管理、救急救助に関する事</li> <li>○ 遺体の処理に関する事</li> </ul>

一 般 対 策 編

部	部長、副部長、部員	事務分掌
応援部	部長：産業環境課長 部員：産業環境課職員 （女性職員除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産業の災害予防、応急復旧、復興に関する事</li> <li>○ 防疫、衛生に関する事</li> <li>○ 災害廃棄物及びし尿の収集、処理に関する事</li> <li>○ 仮設トイレ等の確保に関する事</li> <li>○ 災害応急対策資機材の確保、運搬に関する事</li> <li>○ 原子力災害の災害予防、災害応急対策に関する事</li> <li>○ 緊急輸送、交通対策に関する事</li> <li>○ 遺体の安置・火葬に関する事</li> <li>○ 観光施設・観光客の被害状況調査、応急対策及び関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>○ 商工業の災害予防、復旧、復興に関する事</li> <li>○ 愛玩動物の保護に関する事</li> </ul>
活動部	部長：消防団長 副部長：消防団副団長 部員：消防団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害危険箇所等の巡視・警戒に関する事</li> <li>○ 気象情報等の伝達に関する事</li> <li>○ 住民等の避難誘導、避難広報、収容保護に関する事</li> <li>○ 被災者の捜索、救助に関する事</li> <li>○ 火災予防、消火活動に関する事</li> <li>○ 水害予防、水防活動に関する事</li> <li>○ 危険物施設の被害状況調査に関する事</li> </ul>

※ 本表に記載のない事項についての分担は、その都度本部長が定める

## 第2節 動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の職員等の動員は次による。

### 【担当課（担当部）】

全ての課（全ての部）

〔県（全部局）〕

### 1 町職員の動員

#### (1) 動員配備の基準

職員の配備基準は、町本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。ただし、地震等別に定めるものについては除く。なお、大規模災害発生時においては、迅速かつ的確な災害応急対策がより必要とされるため、町本部で協議のうえ、対策の優先順位が高い項目に流動的に人員を充当するものとする。

### 【風水害の場合】

区分	配備基準	配備内容	本部体制等
警戒準備体制	① 次の注意報の1つ以上が直島町または高松地域に発表され、災害の発生が予想される とき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 強風注意報 (5) 波浪注意報 (6) 雷注意報 (7) 大雪注意報 ② その他災害の発生が予想される とき。 ③ その他本部長（町長）が必要と認め、指令したとき	○ 災害の発生が予想される場合に、速やかに配備体制をとるために、情報収集や配備指示の伝達を行う体制  総務課・建設水道課・産業環境課  ※勤務時間外は、宿日直者及び総務課長が指名した職員で対応	未設置
第1次非常配備体制	① 次の警報の1つ以上が直島町または高松地域に発表され、災害の発生が予想される とき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 波浪警報 (5) 高潮警報 (6) 暴風雪警報 (7) 大雪警報 ② 重大な災害の発生が予想される とき。 ③ その他本部長（町長）が指示したとき	○ 情報連絡を主とし、状況により第2次配備に円滑に以降しうる体制  総務課（指揮管理部）最小限度 ただし、台風接近時など指揮管理部長（総務課長）が必要と認めたときは、各部に指示する	水防本部体制  （県本部が未設置のときは警戒体制）

一 般 対 策 編

第2次非常配備体制	① 直島町または高松地域に大雨警報が発表されているときに、次の情報が発表され、町内に大規模な災害が発生又は発生の予想があるとき (1) 記録的短時間大雨情報 (2) 土砂災害警戒情報 ② その他本部長（町長）が必要と認め、指示したとき	○ 事態の推移に伴い、速やかに第3次配備に切り替えられる体制  各部所要人員をもってあたる おおむね1／3程度	災害対策本部体制
第3次非常配備体制	① 特別警報の1つ以上が発表され、全町に重大な災害が発生または発生の可能性が著しく大きいとき ② 被害が特に甚大であると予想されるとき ③ その他本部長（町長）が必要と認め、指示したとき	○ 応急対策、救助、被害の拡大防止に当たる体制  全職員	災害対策本部体制

【その他の災害の場合】

区分	配 備 基 準	配 備 内 容	本部体制等
第1次非常配備体制	○ 建物・林野火災が発生したとき ○ 油等流出事故が発生したとき ○ その他小規模な事故が発生したとき	総務課（指揮管理部） 消防団（活動部） 男性職員 その他、災害に関係ある職員	状況に応じて本部設置
第2次非常配備体制	○ 大規模な火災又は爆発が発生したとき ○ 災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき ○ 大規模な船舶等の事故が発生したとき	総務課（指揮管理部） 消防団（活動部） 男性職員 その他、災害に関係ある職員	事故対策本部等の体制
第3次非常配備体制	○ 上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき ○ 通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき	全職員	災害対策本部体制

(2) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部の部長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの部の動員計画等（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 動員の方法

① 勤務時間中における動員

総務課長は、庁内放送及び庁内電話により、職員に動員の伝達を行う。庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、総務課長は課員の使送により、各課へ動員の伝達を行う。

② 勤務時間外における動員

職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、ラジオ、テレビ等により気象注意報・警報等を視聴した場合、もしくは災害発生を認知した場合は、前記動員の基準により自主参集するものとする。なお、参集に当たっては、安全かつ迅速に参集するため、道路状況等を各自で判断し、場合によっては自動車（二輪を除く。）を使用しないものとする。

③ 職員の動員配備

町本部が設置されたとき、各部長及び各部に所属する職員は、直ちに所定の場所において関係部長の指揮の下に応急対策に当たる。

④ 動員の報告

各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長に登庁人員等を報告する。

2 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。また、町から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

3 その他災害対策要員の動員

(1) 民間団体活用計画

災害対策の実施に奉仕する奉仕団には、概ね次の団体がある。

- ① 自主防災組織
- ② 母子寡婦福祉会
- ③ 日本赤十字奉仕団

(2) 動員

災害応急対策実施のため、奉仕団による活動の必要があると認めるときは、町本部において、各奉仕団へ要請するものとする。

(3) 奉仕作業

奉仕団は主として次の作業に従事するものとする。

- ① 炊出し
- ② 清掃の実施

- ③ 防疫の実施
  - ④ 災害対策物資の輸送及び配分
  - ⑤ 避難所の運営・管理
  - ⑥ 上記に類した作業の実施及びその他の協力
- (4) その他

町本部は奉仕団の奉仕を受けたときは、おおむね次の事項を記録しておくものとする。

- ① 奉仕団の名称及び人員
- ② 作業の内容及び期間
- ③ その他必要な事項

### 第3節 広域的応援計画

災害時において、町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

#### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）

〔県（危機管理課）、防災関係機関〕

#### 1 町の応援要請等

##### (1) 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

##### (2) 県に対する応援要請等

- ① 町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- ② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ③ 町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請する。
- ④ 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

##### (3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請等

- ① 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。
- ② 町は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要求ができない場合には、その旨及び町内の災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。

##### (4) 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

#### 2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

### 3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号。）第44条に基づき行う。

#### (1) 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、町消防団の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

#### (2) 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

- ① 被害状況
- ② 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- ③ 緊急消防援助隊の任務
- ④ その他必要な情報

#### 【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7569	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

### 4 応援受入体制の確保

町は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

### 5 他市町等への応援

町は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

#### [参考資料]

- 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町及び県）
- 香川県消防相互応援協定
- 香川県防災ヘリコプター応援協定

## 第4節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）

〔県（危機管理課）、自衛隊〕

### 1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- (1) 災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合は、町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。
- (2) 町は、災害派遣を必要とする場合には、次に掲げる事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

### 【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部 (NTT)		第3部 (防災行政無線：地上) ※1		第3部 (防災行政無線：衛星) ※2	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581	TEL 037-466-001	FAX 037-466-002

※1 防災無線電話機による

※2 衛星電話機による

### 2 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、県、町及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難情報が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

(8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 給食及び給水

被災者に対して、給食及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) 入浴支援

被災者に対して、入浴の支援を行う。

(14) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

### 3 派遣部隊の受入

町は、派遣を受け入れるに当たって、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。

(1) 派遣部隊との連絡員を指名する。

(2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。

- (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

#### 4 撤収要請

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

#### 5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

## 第5節 気象情報等伝達計画

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

### 【担当課（担当部）】

全ての課（全ての部）

〔県（危機管理課、河川砂防課）、四国地方整備局、高松地方気象台〕

### 1 気象予警報等

#### (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等が取るべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

#### (2) 特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

① 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ  
が著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。

種 類	概 要
大 雨 特 別 警 報	<p>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <p>大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>■直島町における基準</p> <p>表面雨量指数：26 流域雨量指数：40 土壌雨量指数：283</p>
大 雪 特 別 警 報	<p>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p>
暴 風 特 別 警 報	<p>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p>
暴 風 雪 特 別 警 報	<p>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p>
波 浪 特 別 警 報	<p>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p>
高 潮 特 別 警 報	<p>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>

② 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。

種類	発 表 基 準 等
大 雨 警 報	<p>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。直島町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</p> <p>大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>
洪 水 警 報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。直島町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</p> <p>高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>
大 雪 警 報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>12時間の降雪の深さが15cm以上になると予想される場合。</p>
暴 風 警 報	<p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。</p>
暴 風 雪 警 報	<p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。</p> <p>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</p>
波 浪 警 報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>有義波高が2.5m以上になると予想される場合。</p>
高 潮 警 報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。直島町では④の表に示す基準の条件に該当する場合である。</p> <p>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>

③ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。

種類	発表基準等
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。直島町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。直島町では④の表に示す基準のいずれかの条件に該当する場合である。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。 「強風による災害」に加え「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。直島町では④の表に示す基準の条件に該当する場合である。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。 最小湿度が35%以下で、実効湿度が60%以下になると予想される場合。

なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>① 積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。</p> <p>② 積雪の深さが50cm以上あり、高松地方気象台における最高気温が8℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。</p>
着雪注意報	<p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>24時間の降雪の深さが20cm以上あり、気温が-1℃から2℃になると予想される場合。</p>
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には農作物への被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。</p> <p>晩霜期で、最低気温が3℃以下になると予想される場合。</p>
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。</p> <p>高松地方気象台において最低気温が-4℃以下になると予想される場合。</p>
※ 融雪注意報	
※ 着氷注意報	

※ 本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰がつもったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

3 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

4 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

- ④ 高松地方気象台から一般及び水防活動に供するために直島町域に発表される気象予警報等の種類及び基準等は、次表のとおりである。

【警報・注意報発表基準一覧表】

令和4年5月26日 現在

直島町	府県予報区	香川県		
	一次細分区域	香川県		
	市町村等をまとめた地域	高松地域		
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	14
		土砂災害	土壌雨量指数基準	123
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
高潮	潮位	1.9m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雷を伴う
			海上	15m/s 雷を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%		
なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨 <sup>※1</sup>			
低温	最低気温 - 4℃以下 <sup>※2</sup>			
霜	晩霜期 最低気温 3℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：- 1℃～ 2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

※1 気温は高松地方気象台の値

※2 気温は高松地方気象台の値

⑤ 特別警報、警報、注意報の地域名称

特別警報、警報、注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。「香川県」及び「高松地域」・「小豆」・「東讃」・「中讃」・「西讃」に細分して発表される。

直島町は「高松地域」に属する。

香川県	高松地域	高松市、 <b>直島町</b>
	小豆	土庄町、小豆島町
	東讃	さぬき市、東かがわ市、三木町
	中讃	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町、綾川町、まんのう町
	西讃	観音寺市、三豊市

⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされるレベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

⑦ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表される。大雨、高潮に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑧ 気象情報

ア 全般気象情報・四国地方気象情報・香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開示する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」、「顕著な大雨に関する四国地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」とう表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

イ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(香川県では1時間降水量90mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(香川県)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

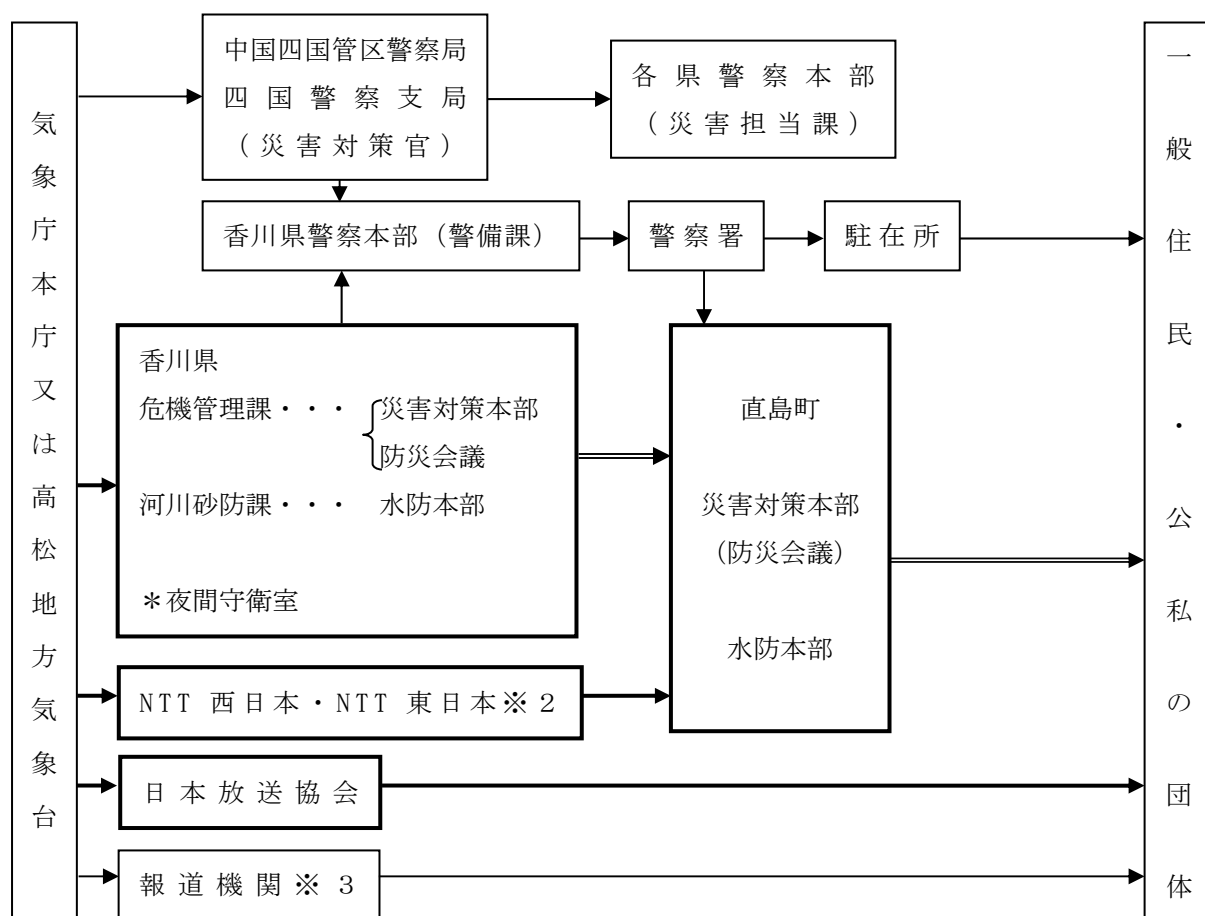
## 2 気象予警報等の伝達

### ① 気象予警報等の伝達

高松地方気象台が注意報・警報・特別警報等を発表した場合は、以下の伝達系統に基づき住民等に周知する。

また、町は、気象情報等の通知を受けたときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

【気象予警報等の伝達系統図】



※1 太線は、気象業務法等に規定される伝達経路を示す。二重線は、特別警報発表時に通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

※2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

※3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

② 庁内における伝達

ア 県又は警察署等から気象通報その他災害に関する情報を受けたときは、災害対策本部設置前は総務課において、受信票により受領する。夜間、休日等の勤務時間外で職員が不在のときは、宿日直者において受領する。

イ 各課への伝達は電話等により行う。

ウ 夜間、休日等勤務時間外における伝達は宿日直者が総務課長に通知してその指示により行う。

3 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際の伝達及び周知方法は、気象予警報等の伝達系統及び周知方法に準じて、住民等に周知されるよう努める。

(3) 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。避難所等の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要がある。

また、町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示を発令することを基本とする。

4 火災気象通報等

(1) 火災気象通報

高松地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに知事に対して通報する。知事は、速やかに町長に通報する。

高松地方気象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおり。

① 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

② 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域（市町単位）を用いる。

③ 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

(2) 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

5 異常現象発見者の通報義務等

(1) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察（駐在所）若しくは海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察（駐在所）又は海上保安部等は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

(2) 通報すべき異常現象

- ① 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- ② 竜巻、強いひょうがあったとき。
- ③ 異常な高波、うねり、潮位等があったとき。
- ④ 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

6 住民等への伝達等

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、タブレット放送等の多様な伝達手段を活用する。

## 第6節 災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

### 【担当課（担当部）】

全ての課（全ての部）

〔県（危機管理課）、防災関係機関〕

### 1 情報の収集伝達

#### (1) 被害規模の早期把握のための活動

- ① 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来て  
いる負傷者の状況、119番通報の殺到状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- ② 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握する。  
なお、各部において収集した情報は指揮管理部に報告し、応急対策を終えた後の情報も集約  
し整理する。また、広報する必要がある情報も、指揮管理部へ報告し、広報係より広報する。
- ③ 自主防災組織等は、自ら収集した被害情報を町に通報するよう努める。ただし、危険区域に  
は近寄らないようにする。

#### (2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- ① 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の  
発生状況等、以下に示す情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲  
から、直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、  
事後速やかにその旨を県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検  
討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町域（海上を含む。）  
内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努  
める。

#### 【収集、伝達すべき情報】

- ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- イ 家屋等の建物の被害状況
- ウ 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- エ 避難の必要の有無及び避難の状況
- オ 住民の動向
- カ 道路等の交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、電話等のライフラインの被害状況
- ク 医療的援助が必要な者など要配慮者の有無
- ケ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

- ② 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わか  
る範囲で報告する。

#### (3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- ① 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性、以下に示す情報を、県に連絡する。なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

【収集、伝達すべき情報】

- ア 被害状況
- イ 避難情報の発令、警戒区域の設定状況
- ウ 指定避難所の設置状況
- エ 避難生活の状況
- オ 食料、飲料水、生活必需品の供給状況
- カ 電気、水道、電話等のライフラインの復旧状況
- キ 医療機関の開設状況
- ク 救護所の設置及び活動状況
- ケ 傷病者の収容状況
- コ 道路等の交通機関の復旧状況
- サ 災害対策本部の設置状況、応援の必要性

- ② 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

- ① 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 危険物等に係る事故・原子力災害 等

- ② 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある船舶の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 等

- ③ 武力攻撃災害速報に該当するもの

- ④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの等

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT回線	03-5253-7569	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク※1	200-048-500-90-49013	200-048-500-90-49033	200-048-500-90-49101	200-048-500-90-49036

※1：全ての県防災行政無線電話よりかけられます。

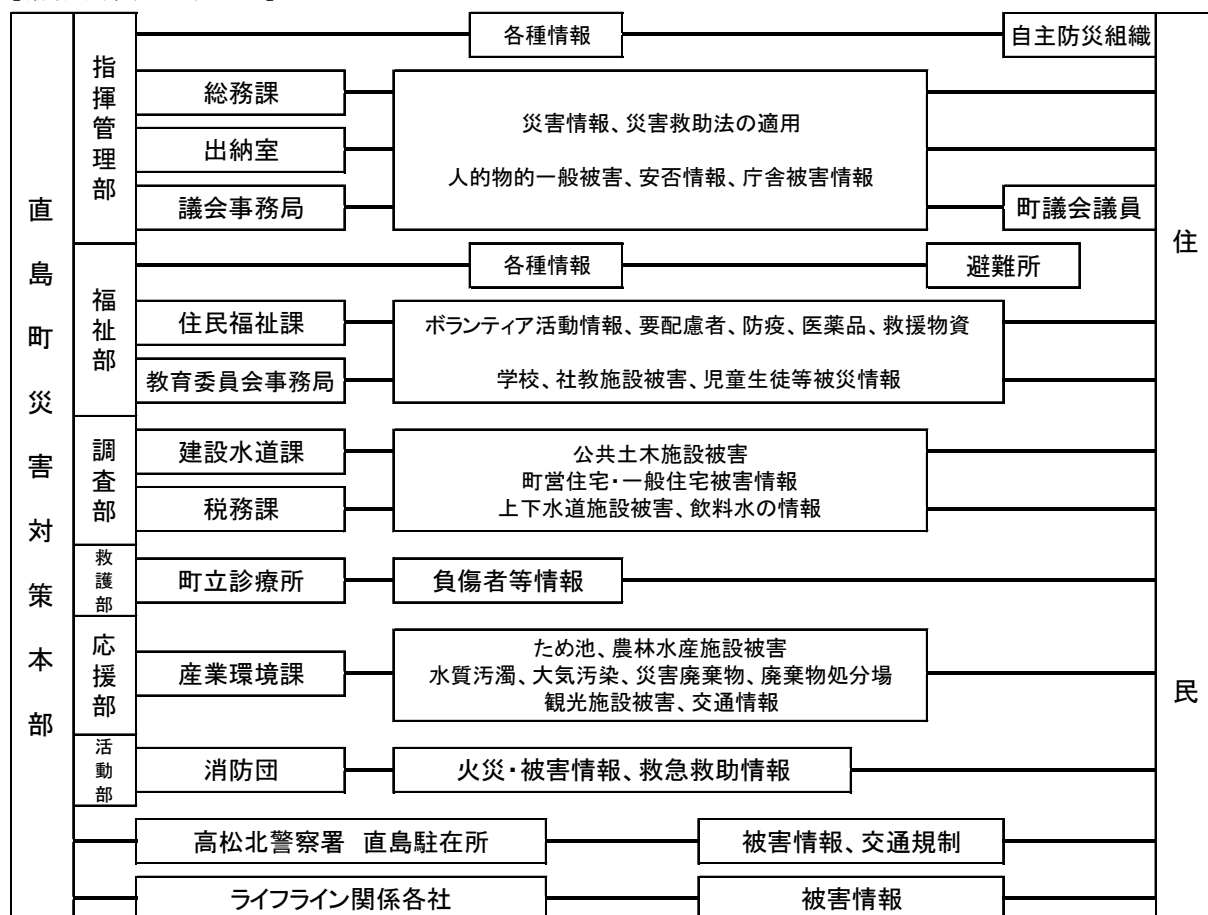
3 被災宅地危険度判定（建設水道課）

町は、被災宅地の危険度判定の実施に際しては、実施本部を設置し、判定業務を統括する。

4 被害の認定（税務課）

町は、罹災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施する。

【情報収集伝達系統図】



## 第7節 通信運用計画

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

### 【担当課（担当部）】

総務課（指揮管理部）

〔県（危機管理課）〕

### 1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

#### (1) 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

#### (2) 電気通信事業者の設備の利用

##### ① 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本(株)香川支店に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

##### ② 孤立防止用衛星電話の利用

災害時において、交通手段、通信手段の途絶により孤立地区の発生が予想されるため、NTT西日本(株)香川支店の孤立防止用衛星電話の配備を推進し、通信の確保を図る。

#### (3) 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、海上保安電話、電気事業電話等がある。

#### (4) 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難なときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、町と県との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保する。

#### (5) 災害対策用移動通信機器の利用

町及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、衛星インターネット、公共安全モバイルシステム、MCA、簡易無線)の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図る。

#### (6) アマチュア無線の活用

町は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

(7) 放送の要請

町は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

(8) 町防災行政無線

町は、ライフビジョンシステムや戸別受信機を含む防災行政無線等を活用した住民等への情報提供を行う。

(9) 情報の収集

県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障がい児・者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(10) 多様な緊急通報手段

県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障がい児・者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 2 通信施設の応急復旧

町は、町防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

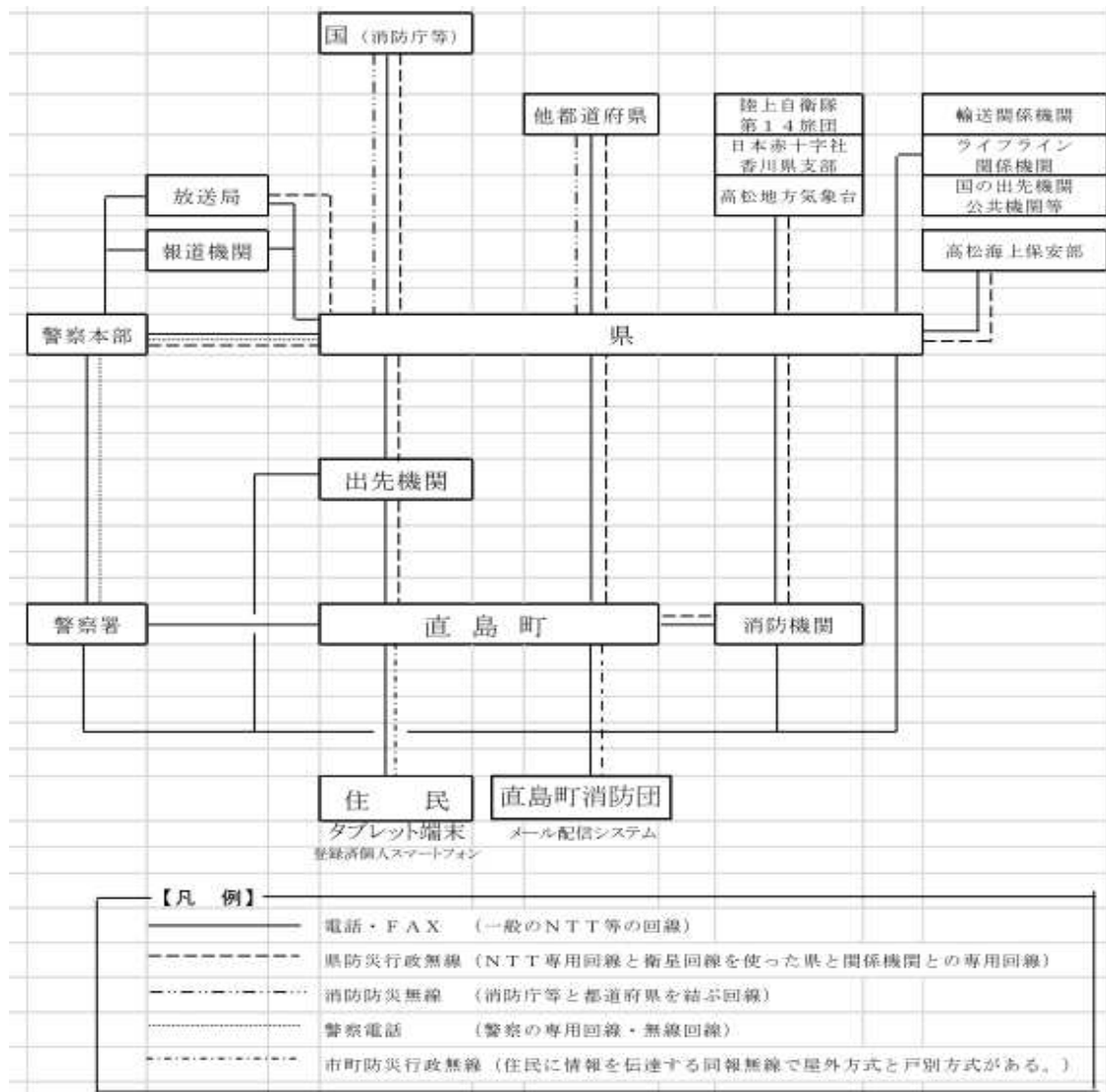
## 3 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

[参考資料]

- 香川県地方通信ルート

【災害時通信連絡系統図】



## 第8節 広報活動計画

流言等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県及び防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、町、県及び防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）、消防団（活動部）

〔県（広聴広報課、危機管理課）、防災関係機関〕

### 1 被災者等への広報活動

#### (1) 町の広報活動

##### ① 広報事項

災害の規模、状況に応じて、住民に関係のある次の事項について広報する。

- 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路等公共施設被害等）
- 二次災害の危険性に関する情報
- 安否情報（死者・安否不明者等の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む）
- 道路交通、交通機関に関する事項
- 住民心理の安定に関する事項
- 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- 被災者生活支援に関する情報
- 避難情報、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- 応急救護所開設状況
- 給食、給水等実施状況
- 電気、ガス、水道等の供給状況
- 一般的な住民生活に関する情報
- その他必要な事項

##### ② 広報手段

情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。また、通信手段の途絶に備え多様な手段を確保するため、未整備の広報手段について、その整備に努めるだけでなく、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい児・者、在住外国人、訪日外国人等要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- 町防災行政無線、タブレット端末による広報

- 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- インターネット（町ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- 広報車による広報及び避難所担当職員による広報（福祉部）
- 自治会、自主防災組織等を通じた連絡
- Lアラートによる情報配信

(2) 防災関係機関の広報活動

① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2 広聴活動

町及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、町は被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

## 第9節 災害救助法適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）、建設水道課、税務課（調査部）、町立診療所（救護部）、産業環境課（応援部）  
〔県（保健福祉総務課）〕

### 1 適用基準

#### (1) 摘要基準

災害救助法による救助は、町単位の被害が次の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

- ① 住家が滅失した世帯の数が、30世帯以上（本町の人口が5,000人未満のため）あるとき。
- ② 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であって、住家が滅失した世帯の数が、15世帯以上（本町の人口が5,000人未満のため）であるとき。
- ③ 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上（本県の人口が100万人未満のため）であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

#### (2) 被災世帯の算定基準

全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。

#### (3) 住家の滅失等の認定

##### ① 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものである。

##### ② 住家が半壊又は半焼等著しく損傷したもの。

住家の損壊が著しいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は消失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものである。

#### (4) 住家及び世帯の単位

##### ① 住家

現実に居住のために使用している建物をいい、必ずしも1戸建ての建物に限らない。例えば、炊事場、浴場が別にあるような場合はこれら生活に必要な部分の戸数は、合わせて1戸とする。

また、社会通念上の住家でなくとも現実に住家として居住しているときには、住家として計算する。

② 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

## 2 適用手続

- (1) 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 県は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めるときは、直ちに、救助を実施し、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を町において実施するよう通知する。
- (3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行う。

## 3 救助の種類等

### (1) 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 福祉サービスの提供
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

### (2) 救助の程度、方法及び期間

#### ① 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

② 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

[参考資料]

- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

## 第10節 救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

### 【担当課（担当部）】

住民福祉課、教育委員会（福祉部）、町立診療所（救護部）、消防団（活動部）  
〔県（危機管理課）、警察機関、高松海上保安部、自衛隊〕

### 1 町の活動

- (1) 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防団、駐在所等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- (2) 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

### 2 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- (1) 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- (2) 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

### 3 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防団については、町が必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 4 感染症対策

救急救助活動等を実施する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

## 第11節 医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）、町立診療所（救護部）

〔県（医療政策課、薬務課、感染症対策課、病院局県立病院課）、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部、自衛隊〕

### 1 現地医療体制

#### (1) 医療救護班の派遣

- ① 町は、医療救護が必要と認めたときは、「町医療救護計画」に基づいて、医療救護班を編成派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- ② 町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。
- ③ 応援等の要請を受けた各機関は、積極的に協力する。

#### (2) 応急救護所の設置

- ① 町は、医療救護を行うため、「町医療救護計画」に基づいて、応急救護所を設置する。
- ② 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
  - ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
  - イ 重傷患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
  - ウ 救護病院等への患者搬送の支援
  - エ 助産活動
  - オ 死亡の確認及び死体の検案
  - カ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
  - キ その他必要な事項

#### (3) 救護病院の医療救護

- ① 町は、「町医療救護計画」に定める救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。
- ② 救護病院は、次の活動を行う。
  - ア トリアージ
  - イ 重傷患者の応急処置
  - ウ 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
  - エ 広域救護病院等への患者搬送
  - オ 助産活動
  - カ 死体の検案
  - キ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告

## 2 負傷者の搬送

重傷患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送する。

- (1) 町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 県に対し、ドクターヘリ又は防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (4) 高松海上保安部に対し、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借上げ、海上搬送する。

## 3 医薬品及び救護資機材等の確保

- (1) 町は、医療救護活動に必要な標準備蓄医薬品及び医療資機材を備蓄する。
- (2) 町は、医療救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品等を活用する。

なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請するものとする。

- (3) 町は、町の被害が軽微な場合は、採血車を受け入れ、住民に献血への協力を呼びかける。

## 4 医療機関等の非常用通信手段の確保

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

[参考資料]

- DMA T指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧
- 標準備蓄医薬品等一覧

## 第12節 緊急輸送計画

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

### 【担当課（担当部）】

建設水道課、税務課（調査部）、産業環境課（応援部）、総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）

〔県（危機管理課、道路課、港湾課）四国地方整備局、警察機関、四国地方整備局〕

### 1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

#### (1) 第1段階

- ① 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ③ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- ④ 町等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資等

#### (2) 第2段階

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

#### (3) 第3段階

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活必需品

### 2 輸送車両等の確保（総務課）

- (1) 町及び防災関係機関は、自ら保有し、又は民間の借り上げ等、直接調達できる車両、船舶等を利用し、緊急輸送を実施するものとする。

### 【輸送車両等現有台数】

※令和7年9月現在

種類	台数	種類	台数
普通貨物自動車	3台	普通乗用車	1台
バス等乗合自動車	5台	軽四輪車	11台
社会福祉協議会マイクロバス	1台	特殊自動車	3台
ダンプ等清掃車	5台	船舶	3艇

- (2) 町は、自ら利用する車両等が不足する場合は、県に車両等の確保もしくは自衛隊等関係機関による緊急輸送活動を要請する。

### 3 緊急輸送路の確保

- (1) 町は、県及び防災関係機関と協力して、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を収集する。
- (2) 道路管理者等は、道路被害状況等の調査結果により選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- (3) 住民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

### 4 輸送拠点等の確保（総務課）

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、二次(地域)物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートも確保する。

## 第13節 交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通についても必要な措置を行う。

### 【担当課（担当部）】

建設水道課、税務課（調査部）、消防団（活動部）

〔県（危機管理課、交通政策課、道路課、港湾課）、警察機関、四国地方整備局、高松海上保安部〕

### 1 陸上交通の確保

#### (1) 町のとるべき措置

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全及び施設の保安が必要となった場合、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、管理が町長以外の場合は通報し、通行の禁止、制限及び迂回路線の設定又は制限の緩和等に関する交通規制を行い、被災地内の交通を確保するなど交通対策に遺漏のないように努める。また、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び放置車両等の移動等の道路啓開を行う。

#### (2) 道路交通規制等

道路管理者と警察とが密接に連絡をとり、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。

また、町等、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

##### ① 交通規制の基本方針

- ア 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- イ 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

##### ② 交通規制のための措置（警察機関）

- ア 効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- イ 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- エ 交通規制に当たっては、町、道路管理者等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

③ 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(3) 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、県や国土交通省等に報告するほか、道路啓開を行い、緊急車両の通行の確保に努める。

- ① 道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防団及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- ② 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- ③ 町は、必要に応じて、県等から緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を受ける。
- ④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(4) 車両の運転者のとるべき措置

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- ② 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- ③ 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(5) 緊急通行車両の確認

- ① 県公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。

この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

- ② 県又は県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ災害応急対策用として申出があった車両について、災害発生前においても緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

## 2 海上交通の安全確保

(1) 情報収集

町は、県が実施する港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集に協力する。

(2) 海上の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

(3) 海上交通の規制等（高松海上保安部）

- ① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。  
この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ④ 水路の水深に変化が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

(4) 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

第 14 節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、避難所を開設し管理運営を行う。

【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）、消防団（活動部）

〔県（危機管理課）、警察機関、高松海上保安部、自衛隊〕

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努める。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にはいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

## 2 高齢者等避難

- (1) 町は、災害が発生するおそれがある状況において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者のうち特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令する。
- (2) 住民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動する。

## 3 緊急安全確保

- (1) 町は、災害が発生・切迫している状況を把握した場合、立退き避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を発令するものとする。
- (2) 住民は、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなど、命を守るための行動を速やかにとる。

## 4 避難情報の内容及び周知

- (1) 町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難情報の周知を行う。
  - 避難を必要とする理由
  - 避難の対象となる地域
  - 避難先（避難場所、避難所）
  - 避難経路
  - 警戒レベル
  - その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

なお、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- (2) 町が避難情報を発令する際は、防災行政無線、広報車、県防災情報システムの防災情報メールや緊急速報メールの配信（エリアメール等）、Lアラート（災害情報共有システム）への配信等、あらゆる手段を活用し、また、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい児・者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行う。（住民福祉課・教育委員会）

- (3) 町は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請し、県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請する。なお、事態が急迫してい

る場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時及び系統、その他必要事項を明らかにして、放送要請を行うものとする。

- (4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール）等を活用し、避難情報を配信する。
- (5) 町は、避難情報の発令中は、継続的な周知を図る。
- (6) 住民は、町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。

## 5 避難誘導

- (1) 町は、警察等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自治会等の単位ごとに避難誘導を実施する。特に、高齢者、幼児、病人、障がい児・者、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

なお、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (2) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

## 6 指定避難所の開設（福祉部）

- (1) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。

- (2) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努め、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- (3) さらに、高齢者、障がい児・者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

- (5) 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間の見込み、箇所数、収容人員、避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID等を県に報告する。

## 7 指定避難所の運営（指揮管理部・福祉部）

- (1) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、指定避難所を運営する。

その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。

また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成や訓練を通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

- (2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい児・者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。

- (5) 避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置することや、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努めるものとする。また、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及び

ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障がい児・者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、診療所等と連携を図る。

(6) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(7) 町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー配布等の指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

(8) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置する。

また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置する。

(9) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努める。

## 8 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

## 9 広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 10 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、県が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合等において、必要があると認めるときは、県内の他の市町との協議を町に代わって行い、また、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町に代わって行う。
- (3) 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村や広域一時滞在について助言を行う。
- (4) 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

### [参考資料]

- 避難情報発令基準（水害、土砂災害、高潮災害）

## 第15節 食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課・教育委員会（福祉部）

〔県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊〕

### 1 食料の調達

- (1) 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム（B-P L o）を活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。
- (2) 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (3) 県は、町から要請があったとき、又は、緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。

### 2 炊出しその他による食料の供給

- (1) 対象者
  - ① 災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者
    - ア 避難所に避難している者
    - イ 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
    - ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等
  - ② 災害救助法が適用されない場合の被災者
  - ③ 災害応急対策に従事する者
- (2) 供給する食品等
  - ① 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。また、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。
  - ② 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
  - ③ 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
  - ④ 飲料水（ペットボトル等）
- (3) 給食基準
  - ① 被災者に対しての1人1食当たりの配給量は、精米換算200g以内とする。
  - ② 災害対策要員に対しての1人1食当たりの配給量は、精米換算300g以内とする。
- (4) 炊出しの実施

- ① 町は、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。

炊き出しの実施場所としては、次の箇所を避難所運営や被災者の状況に応じて、施設管理者と協議の上利用する。

【炊き出しの施設及び炊飯能力】

施設名	1回の炊飯能力
直島町役場	5 kg
直島町西部公民館	5 kg
直島ホール	5 kg
直島町給食センター	45kg
直島幼児学園	15kg

※上記の施設が利用不能の場合には、県に応援要請するか、野外炊飯を行う。

- ② 町は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具の支給又はあつ旋を行う。
- ③ 町は、炊出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。県は、町から要請があれば、次の措置を行う。
- 日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
  - 調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
  - プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。
  - 自衛隊に対して派遣要請を行う。
  - 炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

[参考資料]

- 災害対策用物資の備蓄状況

## 第16節 給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、飲料水及び生活水の供給を行う。

### 【担当課（担当部）】

建設水道課

〔県（水資源対策課、環境管理課）、（公社）日本水道協会香川県支部、自衛隊〕

### 1 給水の確保等

- (1) 町は必要に応じ、備蓄している飲料水を放出するとともに、飲料水の調達に努める。この場合、原則としてあらかじめ供給協定を締結した飲料水保有者から緊急調達を実施するとともに、必要に応じ県に対して調達または斡旋を要請する。（総務課）
- (2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、浄水器により浄化し、かつ消毒する。

### 2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3ℓの給水を基準とする。
- (2) 生活水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

### 3 給水の実施

- (1) 町は、あらかじめ定めた応急給水計画等に基づき、次の給水活動を行う。
  - ① 自主防災組織、赤十字奉仕団等の各種団体の給水の協力を得るための計画を作成する。
  - ② 飲料水の確保が困難な地域に対し、応急給水所に、給水車等により、飲料水等を運搬する。
  - ③ 貯水槽等給水容器を用いて貯水し、又は被災地の付近の井戸水等をろ過水機により、ろ過し、あるいは化学処理等を行い、飲料水等を確保する。
  - ④ 町で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県又は（公社）日本水道協会香川県支部に応援を要請する。
    - ア 給水を必要とする人員
    - イ 給水を必要とする期間及び給水量
    - ウ 給水する場所
    - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
    - オ 給水車両を借り上げるときは、その必要台数
  - ⑤ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (2) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

### 〔参考資料〕

- 災害対策用物資の備蓄状況

## 第 17 節 生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

### 【担当課（担当部）】

住民福祉課・教育委員会（福祉部）

〔県（危機管理課、保健福祉総務課、経営支援課）〕

### 1 生活必需品等の調達

- (1) 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、新物資システム（B-P L o）を活用し、県等に対して、必要な生活必需品の品目及び数量、引渡しを受ける場所及び引受け責任者、その他参考になる事項等を示して、調達又は斡旋を要請する。
- (2) 県は、町から要請があったとき、又は、緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、備蓄している物資を放出するとともに、生活必需品等の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した民間業者等を調達先とし、これらの輸送も依頼する。
- (3) 町は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

### 2 生活必需品等の配分

- (1) 対象者は、次のとおりとする。
  - ① 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
  - ② 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者
- (2) 供給する品目は、原則として、次の8種類とする。
  - ① 寝具 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
  - ② 外衣 洋服、作業着、子供服等
  - ③ 肌着 シャツ、パンツ等の下着
  - ④ 身の回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
  - ⑤ 炊事道具 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
  - ⑥ 食器 茶碗、皿、はし等
  - ⑦ 日用品 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等
  - ⑧ 光熱材料 マッチ、懐中電灯、プロパンガス、燃料等
- (3) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し公平に生活必需品等の供給を行う。

- (4) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。
- (6) 災害救助法が適用された場合は、災害救助法による物資とその他の物資を明確に区分する。

[参考資料]

- 災害対策用物資の備蓄状況

## 第18節 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

### 【担当課（担当部）】

住民福祉課、教育委員会（福祉部）、産業環境課（応援部）、町立診療所（救護部）

〔県（保健福祉総務課、健康政策課、障害福祉課、感染症対策課、生活衛生課、保健所）〕

### 1 防疫対策

- (1) 県が感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、町は、県の指示に従い、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等、必要な対応を実施する。
- (2) 県による感染症の発生に伴う感染症指定医療機関への入院勧告等が実施された場合は、町は、県の指示に従い、感染症法に基づく対応を実施する。
- (3) 県が感染症予防上必要と認めるときは、町は、県の指示に従い、臨時の予防接種を実施する。
- (4) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (5) 町は、感染症予防のため、防疫班を編成し、防疫活動を実施するものとする。汚水溝及び不潔場所等は、石灰・クレゾール等で消毒し、そ族・衛生害虫駆除は各家庭に薬剤を配布し指導を行う。特に避難所は感染症発生の高リスクことから、十分な対策に努める。
- (6) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。
- (7) 町は、被災地の状況に応じて、周辺の清掃や飲料水の消毒等衛生の確保について、住民や自主防災組織に協力を求めるとともに、「防疫実施計画」に基づき、的確な衛生指導に努める。
- (8) 住民及び自主防災組織は、飲食物の衛生的取扱い、トイレでの手洗いと消毒の徹底、周辺の清潔保持等衛生の確保に努め、伝染病の発生を防止する。
- (9) 町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。

### 2 保健衛生対策

#### (1) 健康相談等

- ① 町は、県と連携し、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
  - 在宅医療を受けている患者等への生活指導
  - 助産師等による妊産婦への保健指導
  - 乳幼児、高齢者、障がい児・者、慢性疾患患者等の健康相談

○ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア

② 町は、県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

(2) 精神保健相談等

町は、県及び医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神保健福祉士、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

○ 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者

○ 子ども、妊産婦、障がい児・者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

○ 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

○ ボランティアなど救護活動に従事している者

○ その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

(3) 栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。なお、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

○ 乳幼児、妊産婦、障がい児・者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導

○ 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

○ 感染症や便秘などを予防するための栄養指導

○ 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

○ その他必要な栄養相談・指導

### 3 食品衛生対策

町は、県や（公社）香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

(1) 被災した食品関係営業施設における食品の衛生的取扱い等についての監視指導を行う。

(2) 炊出し施設等臨時給食施設、弁当調製施設などについて、重点的に監視指導を行うとともに、食品製造、販売業者等の食品取扱い及び施設の衛生監視を行う。

(3) 避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し次の指導を行う。

○ 救援食品の衛生的取扱い

○ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

○ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）

○ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(4) 食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班を編成し、町の協力を得て原因を究明する。

## 第 19 節 廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

特に、平成 16 年に発生した台風 16 号及び 23 号の被害例から、大規模な風水害の後は、雨・汚水に浸かった畳や家具、家電製品等大量の粗大ごみが排出され、また下水道等のオーバーフローなども発生するため、衛生面から迅速な廃棄物の収集・処理体制の確立を図る。

### 【担当課（担当部）】

産業環境課（応援部）、建設水道課、税務課（調査部）  
〔県（環境管理課、循環型社会推進課、建築指導課）〕

### 1 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、清掃班等を編制し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- (2) 県は、町が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、町から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、県有未利用地等を必要に応じて提供する。
- (3) 住民及び自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するものとする。
- (4) 災害発生時における浄化槽の対応について、浄化槽管理者である住宅等の所有者に自ら点検する方法などを周知するほか、浄化槽の応急対策や復旧についての関係団体との連携を強化する。

### 2 処理方法

#### (1) ごみ処理

- ① 町は、ごみの収集処理は、被災地の状況を考慮して、町災害廃棄物処理計画に基づき、住民生活に支障がないよう、住民及び自主防災組織等の協力を得て、適切に行う。
- ② 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。その際、被害情報等から発生するごみの量を推計し、未利用空間地等を仮置場としてできる限り被害地域全体に分散的に配置できるよう検討する。なお、仮置場は、収集車両の出入、重機による対応、分別等の作業スペースを考慮し、可能な限り広い場所を確保するよう努め、併せて、消毒剤や散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ③ ごみの分別の徹底や最終処分量の減量化等に住民の理解を得るため、町は、速やかに排出場所や収集日時、ごみの分別方法等を決め、住民及び自主防災組織等に広報を実施する。また、状況によりごみ袋を住民に配布する。

- ④ 住民等は定められた方法によりごみを排出するよう努め、便乗ごみの排出や不法投棄は行わない。
- ⑤ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみ（腐敗しやすいごみ等）は、迅速に収集処理する。
- ⑥ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑦ フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。

(2) し尿処理

町は、「し尿処理計画」に基づき、次のとおりし尿処理を実施する。

- ① 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。  
このため、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておくものとする。
- ② し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ③ 水洗トイレの使用中止、仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。
- ④ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。

(3) 産業廃棄物処理

- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。
- ② 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

(4) 災害廃棄物処理

- ① 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- ② 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- ③ 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正な処理を行う。

3 災害廃棄物処理計画の策定

- (1) 県は、県地域防災計画を補完し、具体化した形で発生量予測等の基礎的データや処理に係る手順を整理した県災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- (2) 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した町災害廃棄物処理

計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。

- (3) 町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行できるようにするため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

#### 4 損壊家屋の解体

- (1) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。
- (2) 町は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

## 第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

### 【担当課（担当部）】

産業環境課（応援部）、町立診療所（救護部）

〔県（危機管理課、生活衛生課）、警察機関、高松海上保安部〕

### 1 遺体の搜索（総務課、消防団）

- (1) 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- (2) 遺体の搜索に当たっては、警察、海上保安部等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。
- (3) 町は、単独では十分に遺体の搜索ができない場合は、県、他の市町などに応援を要請する。

### 2 遺体の処置等

- (1) 町は、遺体について、救護部又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察本部及び高松海上保安部は、収容した遺体について、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

### 3 遺体の埋葬又は火葬

- (1) 町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 県は、火葬場の斡旋等について町から要請があったとき又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

また、町から、棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、香川県葬祭業協同組合等に協力を要請する。

## 第 21 節 住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、知事が行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）、建設水道課、税務課（調査部）

〔県（住宅課）〕

### 1 被災住宅の調査

町は、災害により家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急を実施し、知事に報告する。なお、町は、単独で実施できない場合は、県に応援を要請する。

- (1) 被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- (3) 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設にかかる現地活動上の支障事項
- (5) その他住宅の応急対策上の必要な事項

### 2 応急仮設住宅の建設

町は、災害救助法が適用され知事より委任された場合、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

#### (1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集团的に建設可能な場所とし、県と協議して、公共用地から優先して選定するものとし、選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行う。

#### (2) 建設方法等

応急仮設住宅の建設は、（一社）香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。

#### (3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、県が、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

#### (4) 構造及び規模

応急仮設住宅は軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

(5) 応急仮設住宅の管理

町は、知事の委任を受けて、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障がい児・者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障がい児・者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理

町は、災害救助法が適用され知事より委任された場合、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。

(1) 応急修理の内容

- ① 雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、緊急の修理を行う。
- ② 日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、必要最小限の部分の修理を行う。

(2) 対象の選定

応急修理の対象住宅の選定は、県の協力を得て行う。

(3) 修理方法

応急修理は、建設事業者団体の協力を得て行う。

(4) 修理範囲

- ① 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
- ② 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。

(5) 修理戸数

修理戸数は、市町ごとの半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

(6) 体制の整備

町は、住宅の応急修理に関する事務を円滑に行えるよう、職員の育成を図るものとする。

4 障害物の除去

(1) 町は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 県は、町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建設事業者団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

## 5 公営住宅の特例使用

町は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

## 6 民間賃貸住宅の借上げ

町は、県が実施する民間賃貸住宅の借上げ及び被災者への提供に協力する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図る。

## 7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

## 第22節 社会秩序の維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

### 【担当課（担当部）、担当機関】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）

〔警察関係、高松海上保安部〕

### 1 陸上における防犯

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

### 2 海上における防犯

高松海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ災害発生地域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行う。

### 3 住民への情報の提供、呼びかけ

町は、社会的な混乱や心理的な同様を防ぐため、被害の状況や、応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

## 第23節 文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

### 【担当課（担当部）】

教育委員会、住民福祉課（福祉部）

〔県（文化振興課、総務学事課、教育委員会）〕

### 1 児童生徒等の安全確保

(1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。

(2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

#### ① 在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、教育委員会に報告する。

#### ② 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会へ連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。

### 2 学校施設・設備の応急措置等

(1) 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに教育委員会に被害状況を報告する。

(2) 報告を受けた教育委員会は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。

(3) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行う。

(4) 校長等は、避難所の開設等災害対策に協力する。

### 3 応急教育の実施

(1) 町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

(2) 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- ① 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。なお、災害により必要な教職員の確保が困難な場合は、県教育委員会に応援を要請する。
- ② 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- ③ 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- ④ 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- ⑤ 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- ⑥ 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- ⑦ 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

#### 4 就学援助等

##### (1) 授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

##### (2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行う。

##### (3) 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

#### 5 文化財の保護

##### (1) 被災時の応急措置

町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

##### (2) 被害状況の調査

被害状況の調査は、町教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

##### (3) 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

## 6 埋蔵文化財対策

- (1) 町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

## 第24節 公共施設等応急復旧計画

道路、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）、建設水道課、税務課（調査部）、町立診療所（救護部）、産業環境課（応援部）

〔県（環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、保健福祉総務課、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松海上保安部〕

### 1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性のある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

### 2 河川等管理施設

- (1) 管理者は、その管理する河川等について、早急に被害状況を把握し、河川等管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- (2) ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の地に状況を連絡し、避難を指示するなど、二次災害の防止に努める。

### 3 港湾及び漁港施設

管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

### 4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

### 5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知し、避難を指示するとともに、応急工事を行う。

## 6 治山、林道施設

町は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

## 7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

## 8 病院、社会福祉施設等公共施設

町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

## 9 廃棄物処理施設

- (1) 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (2) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。
- (3) 町は、一般廃棄物処理施設の処理機能に支障があり、処理を中止する場合は、他の処理施設への処理依頼などの応急的措置を講じるとともに、住民等に復旧見込み等と合わせて周知する。

## 第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、電話、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、建設水道課、税務課（調査部）、産業環境課（応援部）

〔県（下水道課）、四国総合通信局、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部、中国電力(株)岡山支社、NTT西日本(株)香川支店、(株)NTTドコモ四国支社〕

### 1 水道施設

- (1) 町は、災害が発生したとき、あらかじめ策定した応急措置計画に基づき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
  - ① 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
  - ② 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
  - ③ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- (2) 町は、水道施設に被害が生じたときは、あらかじめ策定した応急復旧計画に基づき、次の応急復旧を行う。
  - ① 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
  - ② 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。
  - ③ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
  - ④ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (3) 工業用水道事業者は、給水への影響の大きさや二次災害の発生の危険性のある箇所を優先的に復旧を行う。
- (4) 町は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。

## 2 下水道施設

町は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスなどの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの、施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 町は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

## 3 その他ライフライン施設の応急対策

### (1) 電気施設

電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

### (2) 電気通信施設

電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。

### (3) LP ガス施設

ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、応急措置を行うとともに、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

## 第26節 農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物等に対して、的確な応急対策を行う。

### 【担当課（担当部）】

産業環境課（応援部）

〔県（森林・林業政策課、農政課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、土地改良課、農村整備課、水産課）、農業協同組合、漁業協同組合〕

### 1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町は、河川等のはん濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 町は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 町は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

### 2 農作物に対する応急措置

- (1) 町は、被害の実態に応じて、県、農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- (2) 町は、病虫害の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。

### 3 林産物に対する応急措置

- (1) 町は、県が種苗生産者、森林所有者に対して実施する、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導に協力する。
- (2) 町は、県が森林所有者に対して実施する、風倒木の円滑な搬出、森林病虫害の防除等の技術指導に協力する。

### 4 水産物に対する応急措置

- (1) 町は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- (2) 町、漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う際に協力する。

## 第27節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）

〔県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課、循環型社会推進課）、県・町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、香川県災害中間支援組織〕

### 1 受入体制の整備

- (1) 町は、災害が発生したとき、速やかに直島町社会福祉協議会にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行うとともに、協議を行う。
- (2) 直島町社会福祉協議会は、被災状況に応じて、直島町災害ボランティアセンターを設置し、町や関係団体等の連携協力のもと、ボランティア活動を支援する。
- (3) 県及び香川県社会福祉協議会は、香川県災害ボランティア支援センターを設置する必要があると判断した時は、協議のうえ香川県社会福祉協議会が設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに、日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと、直島町災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- (4) 町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮する。
- (5) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うように努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- (6) 県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担を活用して、必要に応じて支援を受けることができる。

### 2 ボランティアの受入方法

- (1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ体制が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。

- (2) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

### 3 災害ボランティアセンターの主な役割

- 被災地のボランティアニーズの把握
- 被災地へのボランティアの派遣
- ボランティア情報の収集、発信
- ボランティアと市町等との連絡、調整
- ボランティアへの対応
- その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

### 4 香川県災害中間支援組織の活動

香川県災害中間支援組織は、県、市町、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県内外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な団体の活動支援や活動調整を行うとともに、香川県災害ボランティア支援センターの活動支援などを行う。

- (1) 行政・社会福祉協議会・県内外のNPO等との情報共有を行う。
- ・ 情報収集及び情報共有会議等の開催又は開催に係る調整
  - ・ 香川県災害ボランティア支援センターの活動支援
- (2) 被災地のニーズと多様な支援の連携・調整を図る。
- ・ NPO・ボランティアの受入調整及び活動調整
  - ・ 被災者向け及び支援者向けの情報発信

## 第 28 節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障がい児・者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、医療的ケア児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課・教育委員会（福祉部）、町立診療所（救護部）

〔県（国際課、危機管理課、保健福祉総務課、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）〕

### 1 高齢者、障がい児・者、難病患者等対策

- (1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 県は、難病患者への対応のため、町との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい児・者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい児・者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい児・者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

### 2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、避難所の管理者、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども県女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- (2) 町は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

### 3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握する。
- (4) 町は、県に対して他の市町、他県、関係団体等からの通訳ボランティア等の派遣を要請することができる。
- (5) 町は、外国人の安否情報を取りまとめ、県に報告する。
- (6) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

### 4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、県、町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい児・者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 町は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

### 5 配慮すべき事項

町は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮するものとする。

- 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク等、やわらかい食品等食事についての配慮
- 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- 医療福祉等総合相談窓口の設置

## 第29節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

### 【担当課（担当部）】

産業環境課、教育委員会（福祉部）

〔県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等〕

### 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、各避難所ごとに作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

### 2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

### 3 避難所における動物の適正飼養対策

県は、避難所に同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、避難所設置主体に対して支援を行ない、町は、県や避難所運営者等と協力して、避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、避難所全体での動物に関する理解を求めるとともに、周知や、避難所で動物が適正に飼養できるための資材の調達など、必要な措置をとるよう努める。

### 4 被災動物救護活動対策

県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と協働して、避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、または負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援し、町は、県と連携を図り、各避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

## 第30節 水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

なお、ここに定めのない事項に関しては、直島町水防計画に定めるところによる。

### 【担当課（担当部）】

全ての課（全ての部）

〔県（森林・林業政策課、土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）、四国地方整備局〕

### 1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

町は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

### 2 水防活動（建設水道課、産業環境課、消防団）

(1) 町は、海岸管理者等から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

(2) 町は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。

なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

(3) 各管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。

(4) 町は、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。

(5) 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県に通報しなければならない。また、決壊箇所については、県、町、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(6) 洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

### 3 土砂災害防止活動（総務課、建設水道課、住民福祉課、教育委員会）

- (1) 町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- (2) 町は、土砂災害が予想される時は、住民、要配慮者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (3) 町は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

### 4 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

### 第31節 海難等災害対策計画

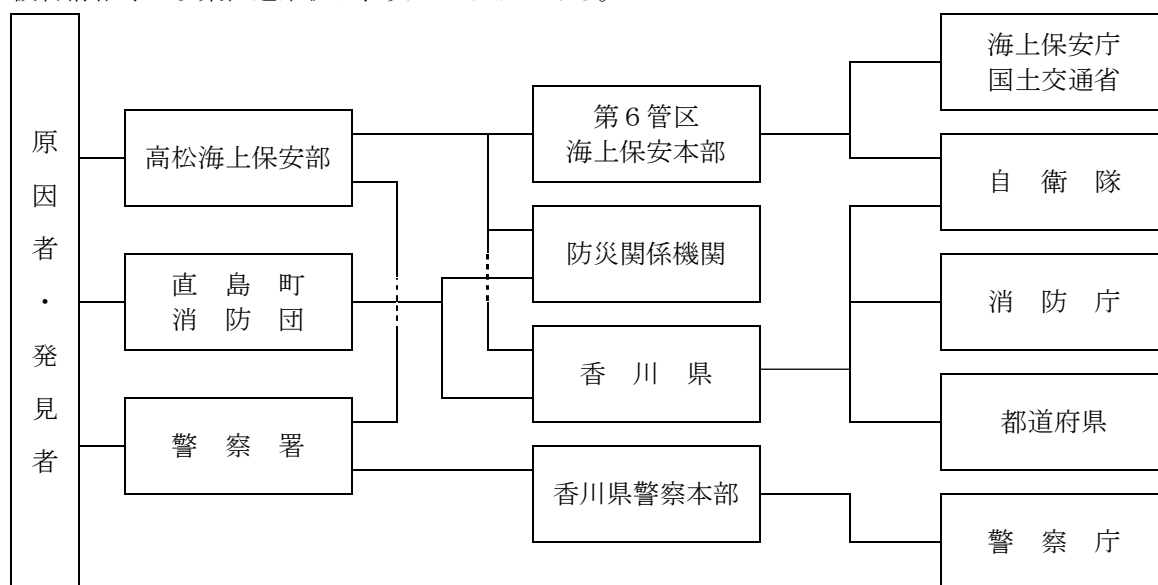
船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、建設水道課、税務課（調査部）、消防団（活動部）  
 [県（危機管理課、環境管理課、循環型社会推進課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、警察関係、四国地方整備局、高松海上保安部]

#### 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



#### 2 町の応急対策

- (1) 高松海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- (2) 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
  - ① 消防団が主として消火活動を担当する船舶
    - ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
  - ② 海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶
    - 上記以外の船舶
- (3) 被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。

### 3 事業者等の応急対策

- (1) 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事故原因者等関係事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- (2) 消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

### 第32節 海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、建設水道課、税務課（調査部）、産業環境課（応援部）、消防団（活動部）

〔県（危機管理課、環境管理課、水産課、港湾課）、警察関係、四国地方整備局、高松海上保安部〕

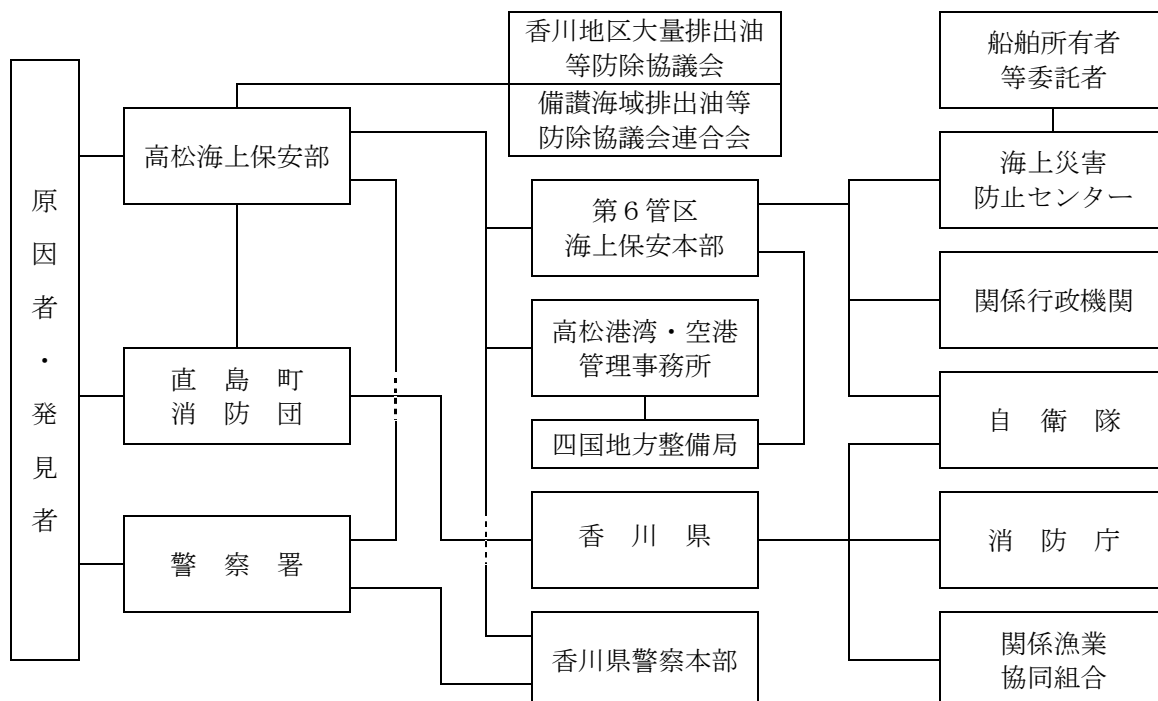
#### 1 情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

(1) 通報事項

- ① 事故発生又は発見の日時、場所
- ② 事故の概要
- ③ 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- ④ 現場の気象及び海象
- ⑤ その他必要事項

(2) 通報連絡系統



## 2 町の応急対策

### (1) 情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

### (2) 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。  
また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

### (3) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

### (4) その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

## 3 事業者の応急対策等

(1) 油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

(2) 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(3) 現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。

(4) 必要に応じて、一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

### 第33節 道路災害対策計画

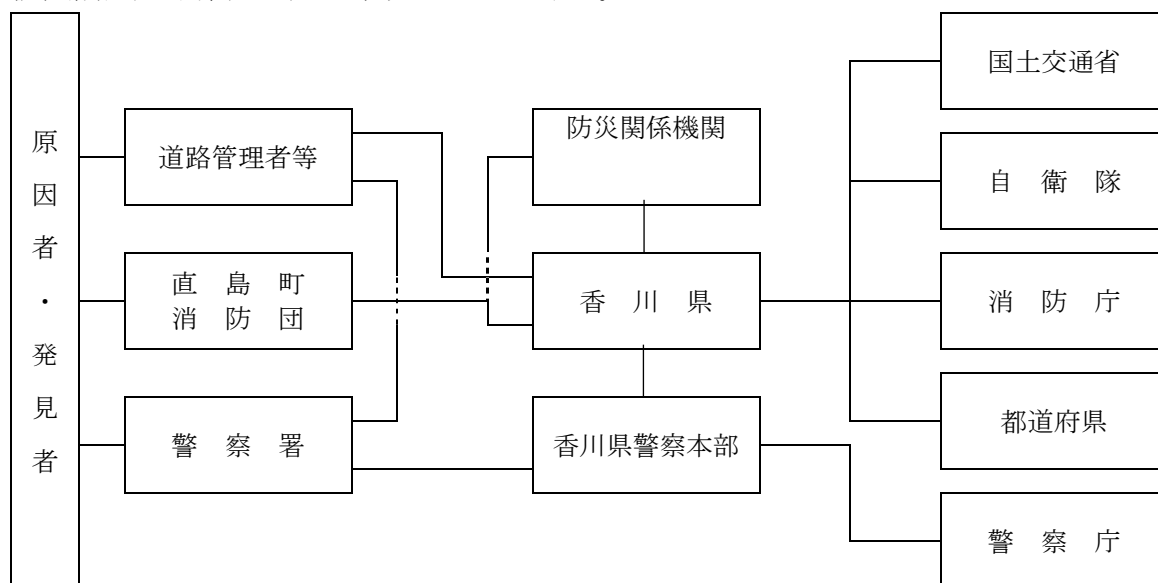
トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

#### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、建設水道課、税務課（調査部）、消防団（活動部）  
〔県（危機管理課、道路課）、警察関係、四国地方整備局〕

#### 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



#### 2 道路管理者等の応急対策

- (1) 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方整備局、県、町、警察等に連絡する。
- (2) 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- (3) 町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- (4) 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。  
また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (5) 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

#### 3 町の応急対策

- (1) 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 第34節 原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

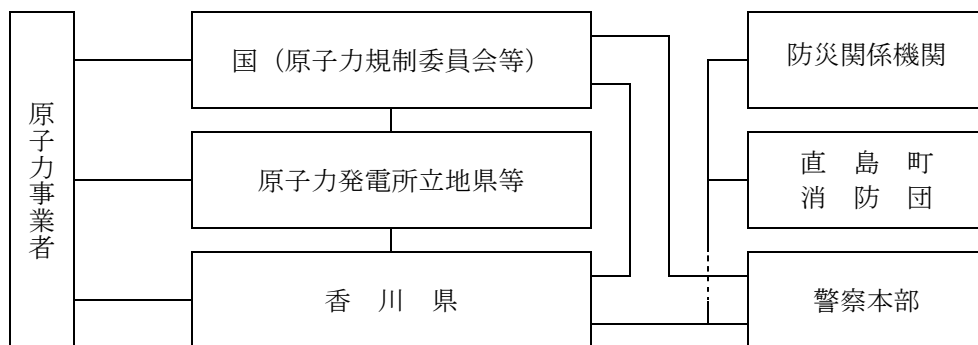
#### 【担当課（担当部）】

総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、住民福祉課、教育委員会（福祉部）、町立診療所（救護部）、産業環境課（応援部）、建設水道課（調査部）

〔県（水資源対策課、財産経営課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、保健福祉総務課、医療政策課、薬務課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、空港振興課、県産品振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、住宅課、病院局、教育委員会）、警察関係、中国電力(株)、防災関係機関〕

#### 1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



#### 2 町の応急対策

##### (1) 広報相談活動の実施

##### ① 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

##### ② 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

##### (2) 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

##### (3) 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の濃度及び環境試料中の放射性物質濃度の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(4) 県外からの避難者の受入れと支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

(5) 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

(6) 水道水の安全性の確保

① 検査の実施

県、水道事業者等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

② 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

### 第35節 危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

【担当課（担当部）】

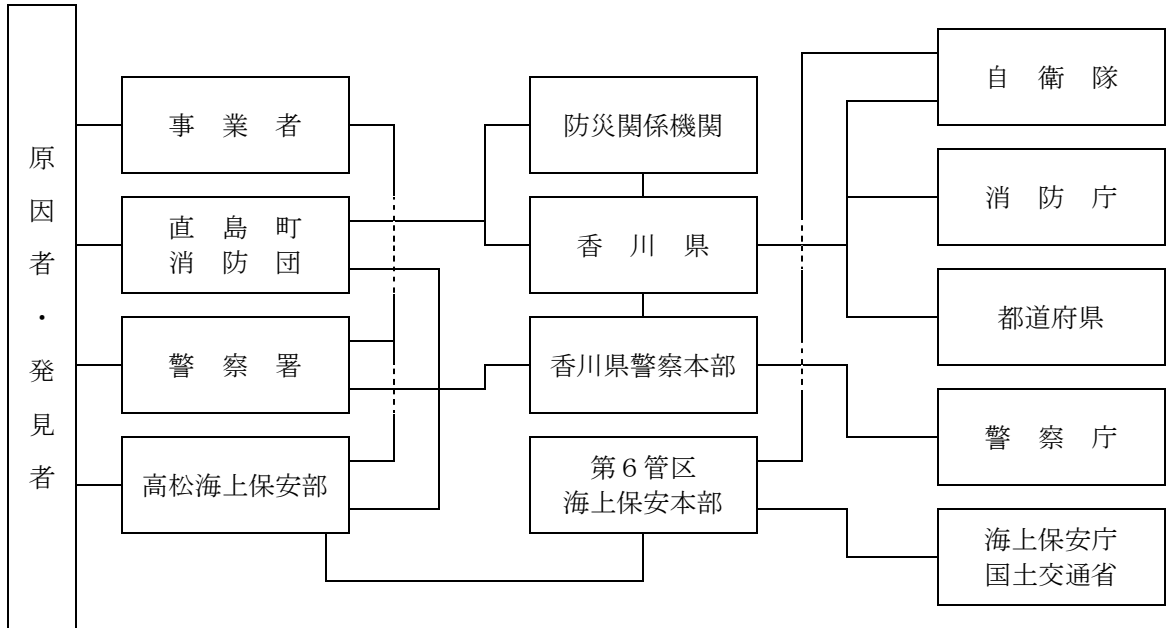
総務課、出納室、議会事務局（指揮管理部）、産業環境課（応援部）、町立診療所（救護部）、消防団（活動部）

〔県（危機管理課、環境管理課、薬務課）、警察関係、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部、高松海上保安部〕

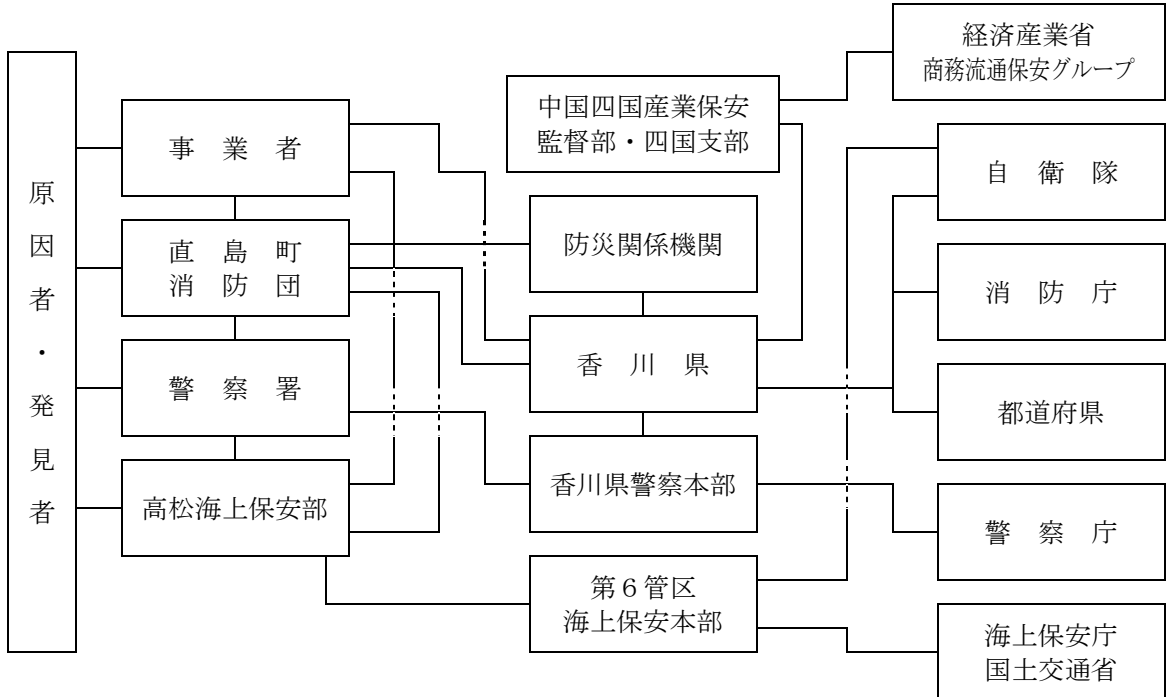
1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

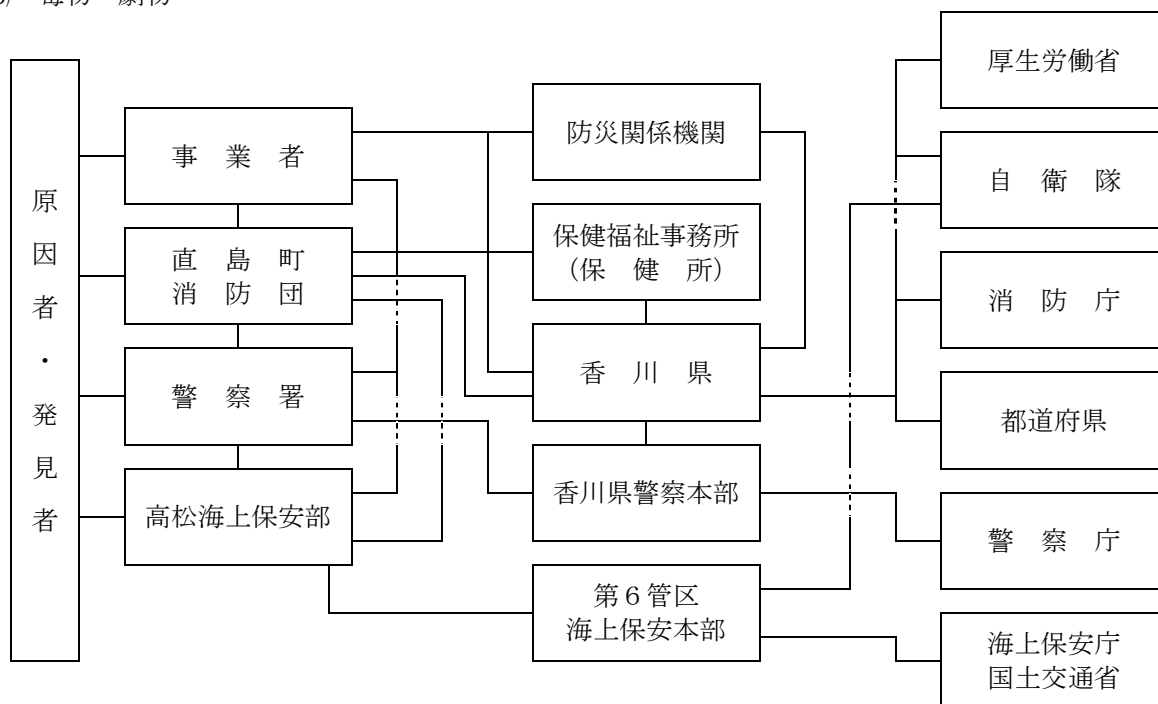
(1) 石油類等危険物



(2) 高圧ガス、火薬類等



(3) 毒物・劇物



2 事業者の応急対策

- (1) 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、町、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3 町の応急対策

- (1) 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。
- (6) 災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。  
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

## 第36節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

### 【担当課（担当部）】

全ての課（全ての部）

〔県（危機管理課）、警察関係、自衛隊〕

### 1 町の応急対策

- (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生したときは、医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

## 第37節 林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

### 【担当課（担当部）】

全ての課（全ての部）

〔県（危機管理課、森林・林業政策課）、警察関係、自衛隊〕

### 1 町の応急対策

- (1) 林野火災が発生したときは、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、町で対処できないときは、近隣市町に応援を要請する。
- (4) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行う。
- (5) 消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

### 〔参考資料〕

- 香川県防災ヘリコプター応援協定

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧復興基本計画

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

#### 【担当課】

全ての課

〔県（全部局）、防災関係機関〕

#### 1 原状復旧

- (1) 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 町及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うものとする。
- (4) 県又は町は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である町道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。

#### 2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい児・者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- (2) 町は、復興のため開発地域の整備改善が必要な場合には、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 町は、災害に強いまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。
- (4) 町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

## 第 2 節 公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

### 【担当課】

全ての課

[県（全部局）]

### 1 災害復旧事業の種別

町は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 海岸
- ② 砂防設備
- ③ 林地荒廃防止施設
- ④ 地すべり防止施設
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑥ 道路
- ⑦ 港湾
- ⑧ 漁港
- ⑨ 下水道
- ⑩ 公園

#### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 公営住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

### 2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

3 激甚災害の指定

町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

### 第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予など必要な措置を講じる。

#### 【担当課】

総務課、税務課、住民福祉課、建設水道課、産業環境課

〔県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、保健福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農業経営課、水産課、住宅課）、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、日本銀行高松支店、県・町社会福祉協議会〕

#### 1 生活相談・情報提供

- (1) 町は、四国行政評価支局が行う特別行政相談所の開設などの特別行政相談活動や、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携、共同して相談業務を行う。
- (2) 県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

#### 2 被災証明・罹災証明の交付

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明の交付体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の調査を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

なお、町は被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や不動産鑑定や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

### 3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

### 4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び町の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、町に助言及び助成を行う。

### 5 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

### 6 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援しもって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

### 7 税の減免及び納税の猶予等

町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

**8 国民健康保険料等の減免等**

町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険料等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

**9 被災中小企業の復興支援**

町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

**10 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組**

町は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施する。

#### 第4節 義援金等受入配分計画

町は、県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

##### 【担当課】

総務課、住民福祉課

〔県（保健福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部〕

##### 1 義援金等の受付及び保管

町は、義援金・義援物資の受入体制を確立しておく。

##### 2 義援金等の配分等

町は、県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分する。